

令和6年第2回防府市議会定例会会議録（その3）

○令和6年6月20日（木曜日）

○議事日程

令和6年6月20日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（23名）

1 番	曾 我 好 則 君	2 番	宇多村 史 朗 君
4 番	山 田 耕 治 君	6 番	松 村 学 君
7 番	田 中 健 次 君	8 番	三 原 昭 治 君
9 番	河 村 孝 君	10 番	石 田 卓 成 君
11 番	橋 本 龍太郎 君	12 番	藤 村 こずえ 君
13 番	上 田 和 夫 君	14 番	青 木 明 夫 君
15 番	吉 村 祐太郎 君	16 番	村 木 正 弘 君
17 番	和 田 敏 明 君	18 番	久 保 潤 爾 君
19 番	森 重 豊 君	20 番	今 津 誠 一 君
21 番	高 砂 朋 子 君	22 番	清 水 力 志 君
23 番	安 村 政 治 君	24 番	河 杉 憲 二 君
25 番	田 中 敏 靖 君		

○欠席議員（1名）

3 番 梅 本 洋 平 君

○説明のため出席した者

市 長 池 田 豊 君 副 市 長 能 野 英 人 君

教 育 長	江 山 稔 君	代 表 監 査 委 員	末 吉 正 幸 君
上下水道事業管理者	河 内 政 昭 君	総 務 部 長	白 井 智 浩 君
人 事 課 長	糸 井 純 平 君	総 合 政 策 部 長	永 松 勉 君
文化スポーツ観光交流部長	瀬 川 博 巳 君	生 活 環 境 部 長	金 澤 哲 君
福 祉 部 長	藤 井 一 郎 君	保 健 こ ど も 部 長	石 丸 典 子 君
産 業 振 興 部 長	杉 江 純 一 君	産 業 振 興 部 理 事	亀 井 幸 一 君
土木都市建設部長	石 光 徹 君	入 札 検 査 室 長	池 田 昌 則 君
会 計 管 理 者	國 澤 明 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	栗 原 努 君
監査委員事務局長	河 村 明 夫 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	須 藤 千 鶴 君
消 防 長	米 本 静 雄 君	教 育 部 長	高 橋 光 男 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 寺 畑 俊 孝 君 議 会 事 務 局 次 長 篠 原 昭 二 君

午前 10 時 2 分 開議

○議長（田中 敏靖君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届出のありました議員は、梅本議員であります。

会議録署名議員の指名

○議長（田中 敏靖君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。9 番、河村議員、
10 番、石田議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（田中 敏靖君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。
よろしくお願いします。

これより質問に入ります。最初は、7 番、田中健次議員。

〔7 番 田中 健次君 登壇〕

○7 番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中健次でございます。今日 1 番目の質問で、
3 つの項目について質問をさせていただきます。

手話言語条例の制定について、校則の見直しについて、学校生活における紫外線対策についてであります。お手元に配付されております、資料の要旨のところ、校則の見直しのところ、下から 3 行目ですが、主観者教育とありますのは主権者教育でありますので、御

訂正を頂ければと思います。

それでは、質問の１つ目から入らせていただきます。

質問の第１は、手話言語条例の制定についてであります。

障害者権利条約と障害者基本法は、手話が言語であることを明記しております。しかし、日本では、それまでは手話を言語とみなさない、身ぶり言葉として差別されてきた歴史があり、長い間、言語としての地位が与えられてきませんでした。

具体的に申し上げますと、１９３３年（昭和８年）鳩山一郎文部大臣の訓示により、聾学校において手話言語の使用が全国的に禁止をされ、相手の口を読み取り、発声の訓練を行う口話教育が長い間進められてきました。これは、聞こえる人たちに合わせた生き方を聾者に強制するものであります。こうした状況の中でも、学校外や寄宿舎で、後輩が先輩から手話を学んだり、聾学校卒業生が同窓会や聾啞組織をつくり、集団の中で手話は生き続けてきました。

ようやく１９９６年（平成８年）に、文部科学省が特別支援学校学習指導要領の中に、コミュニケーションとして手話を認めました。この間６３年かかっているわけであります。そのため、堂々と手話を使用することができず、隠れて手話を使うという差別、人権侵害的な事例もこれまで多くあったと聞いています。

２０２１年（令和３年）８月２８日に開催した、防府市聴覚障害者福祉会と市議会教育民生委員会の議会懇談会で、この問題について意見交換を行いました。同会からは、「聾者にとって手話は命である」と述べられ、手話が言語であることの理解は広がっており、手話は言語であり権利であることの普及に向けて、活動していることが述べられ、その当時、防府市で検討されていた条例が、手話言語条例ではなく、情報コミュニケーション条例と併せた内容の条例、２つの条例を１つのものにまとめる形の条例制定が検討されており、情報コミュニケーション条例とは別に、手話言語条例を制定されることを望まれておりました。

その際に、議員からは、「手話言語と情報コミュニケーション条例を１つの条例にまとめた場合の効果について、どのように考えますか」との質問に対し、「１つにした場合は、手話はコミュニケーションの手段として理解されるため、手話が言語だという理解が進まず、条例の効果も見込めないと考えている。別々に条例化されることにより、手話言語の理解が進み、情報コミュニケーション理解も進むと考えます」との御見解が示されました。

さらに、議員からは、「２つの条例を別々に定めるとした場合、どちらを先に制定すべきと考えますか」との質問に対して、「いずれの条例も必要であり、どちらを先にされてもよい」との御意見でした。

この時期の市の条例検討委員会でもほぼ同様の意見を述べられ、市の条例は、最終的に情報コミュニケーション条例の形で、2022年（令和4年）3月に制定されました。

私は、直後の9月議会一般質問で、手話言語条例についても、引き続いて早期に条例制定することを求めましたが、4月に施行した情報コミュニケーション条例に基づき進めるとの御回答でした。情報コミュニケーション条例制定から2年以上経過しましたが、もう一つ宿題として残っておる手話言語条例については、市執行部の動きが見えてきておりません。

2年前は、山口県と県内6市が手話言語条例を制定という状況でしたが、今年3月に、柳井市が新たに手話言語条例を制定し、美祢市は、昨年の3月議会の一般質問の答弁で、市長が、できるだけ早い時期での条例制定を行いたい。提案してまいりたいと述べられており、近いうちに県内8番目の市として条例制定されるのではないかと考えております。

また、光市議会のホームページを見ると、市議会の福祉建設経済委員会は、昨年と今年の2年間、重点的に調査研究を行うテーマとして手話言語条例を掲げ、昨年は、県外視察のほか山口県聴覚障害者情報センターに調査研究に行かれています。

県内の他市で着実に進んでいる手話言語条例の制定について、防府市でもそろそろ検討を始める時期ではないかと思いますが、市執行部はどのように考えておられますか。御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 敏靖君） 7番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 田中健次議員の手話言語条例の制定についての御質問にお答えいたします。

手話言語条例の制定につきましては、手話が言語であることの位置づけを明確化し、障害のある方の意思疎通が円滑に行われるよう、コミュニケーション手段についての理解を促進するために条例を制定することは、障害のある方が住み慣れた地域で生活する上で重要な役割を担うとの考えの下、学識経験者や障害福祉団体連合会等の関係団体で構成する、防府市手話言語等に関する条例検討委員会において、検討を重ねていただきました。

この委員会において、手話が言語であること及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の2つについて、条例案等をお示しして御検討いただき、様々な立場の委員の意見を取りまとめられた結果、コミュニケーション手段についての条例制定を進めていく必要があるとの結論に達したと伺いました。

この委員会の結論を尊重し、防府市障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例、いわゆるコミュニケーション条例を制定したところでござ

います。

条例の制定記念の講演会においては、手話を含むコミュニケーション手段の重要性を訴え、また、様々な機会を捉えて、条例について分かりやすく紹介したリーフレットを配布するなど、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解と利用の促進に努めてまいりました。

特に、手話につきましては、手話が言語であることや手話への理解を広めるため、手話奉仕員養成講座に加え、市広報紙において、令和4年3月号から手話コーナーの連載、広報番組ほうふほっとラインにおいて、令和4年10月放送分から字幕の表示、令和5年1月放送分から手話通訳表示、また、昨年9月から手話言語の国際デーに合わせたブルーライトアップを開始するなど、様々な取組を行っております。

そして、昨年11月議会で申し上げましたとおり、市の手話通訳者につきましては、昨年度まで2名の職員で対応しておりましたところを、今年度から1名増員し、3名体制で、市窓口や様々な場面でコミュニケーションの支援を行っております。

また、市の職員が初歩的な手話を使えるよう、窓口対応を行う職員を中心とした手話講座を、今年9月から開催することとしております。

市広報紙の手話コーナーに対しましては、毎月、楽しみにしていると市民の皆様から好評のお声を頂いております。

今後もこうした取組を通じて、手話が言語であることの理解促進と普及を行ってまいります。

聾者の権利を守り共生社会を実現することは大切です。手話言語条例の制定を検討してはどうかとお尋ねですが、コミュニケーション条例及び山口県手話言語条例に基づき、手話が音声言語とは異なる独自の言語であることの理解促進と普及、地域における手話をしやすい環境の構築など、共生社会の実現に向けてしっかりと取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） コミュニケーション条例ができてから、防府市で様々な取組がされておること、ケーブルテレビの字幕だとか、あるいは手話通訳、あるいは手話通訳者の増員、そういった取組をされているということについては敬意を表したいと思います。

ただ、山口県でいきますと、防府市と宇部市が、いわゆるコミュニケーション条例をつくり、先ほど述べました、7つの既に市が、そして県が、手話言語条例をつくっているという姿であります。

全国的な状況については、全日本ろうあ連盟が、ホームページで手話言語条例と情報コミュニケーション条例、どの自治体がつくっているのかということを示しております。

それを、ちょっと分析をしたことを紹介もしたいと思うんですが。情報コミュニケーション条例をつくっておる市と区、県と町村を除いて、全国で100あります。これには、実は防府市が入っていないので、正しくは101以上ではないかと思うんですが、ほかにも漏れているところがあるかもしれません。それと、手話言語条例をつくっているところが、379市区あるというふうに言われています。

それで、情報コミュニケーション条例の中身を見ますと、防府市が当初つくろうとしていた、手話言語条例と情報コミュニケーション条例をセットにした、2つの条例を1つにした形の条例制定しておるのが、100のうちの67あります。それから、単独のコミュニケーション条例のところは33あります。3分の1は単独のコミュニケーション条例をつくり、3分の2は2つの条例を1つにしたということであります。そのうち、単独のコミュニケーション条例にしたというところのうち、27は手話言語条例を同時に、あるいは時期が前後して作成をしております。コミュニケーション条例だけというのは、防府市を入れなくて全国で6つの条例しかないわけであります。

そういった意味で、やはり、これは2つの条例を1つにできなかったならば、もう一つ、手話言語条例をつくるべきではないかというふうに、私は考えておりますが。当初は、2つを1つにする条例というのが市の考えでありました。それを、当事者団体の御意見やほかの障害者団体の御意見を聞いて、コミュニケーション条例にしたわけですがけれども。もう一つ残された手話言語条例というのは、やはり必要だと思うんですが、手話言語条例は、県条例があれば市の条例はつくらなくてもいいと。その必要性ですね、その辺について、執行部のほうはいかが考えておるのか、御答弁いただければと思います。

○議長（田中 敏靖君） 市長。

○市長（池田 豊君） お答えさせていただきます。

議員が申されたように、当初、一緒にするというような方向でしたけれども、この防府市手話言語条例の検討委員会において、一応、こういう結論を出されたので、市としては、現在そのように条例を成立させていただきました。

ただ、聾者に対する対応とか、手話が言語であるということは大切なことですのでございますから、市として施策を、条例にかかわらず、しっかりと進めているところでございます。そうした中で、県のほうでもこの条例が定められ、我々は県民でございますので、それに沿って、しっかりとしていこう考えております。

ということで、まずはこういうことで、手話が言語であるということを徹底的というか、

職員にもして、新庁舎でもそのようなしっかりと対応していきたいと考えております。

○議長（田中 敏靖君） 7 番、田中健次議員。

○7 番（田中 健次君） 市長から御答弁いただいたわけですが。最初に申し上げましたように、柳井市が今年の 3 月に条例制定をし、そして、美祢市が昨年 3 月の議会の一般質問の中で、市長が早期に提案したいというふうに述べられておりますので、美祢市が多分、8 番目の条例制定の市になるだろうというふうに、私は推測しておりますが。

そうになってまいりますと、光市の議会の動きをちょっと、光市議会のホームページを見ながら報告させていただきましたが。防府市が県内の中で手話言語条例がないという、県の条例があるからということで手話言語条例がないということが、引き続き続くということは、これはあまり芳しくないことではないかと思っております。ぜひ、この辺は抜本的に考えていただきたいというふうに思います。

私は、実は平成 29 年に、当時の議会の教育民生委員会で、この手話言語条例を議員提案でつくったらどうかということを提案させていただいたことがあります。その直後の議会改革の会議の中で、これが総合政策討論会という、その幹事会の位置づけにもなるので、その場所でも資料を提出して、そういうことを提案させていただきましたが、どうも執行部のほうで手話言語条例をつくるという、新年度予算化するという話があったので、それは取り下げた経緯があります。

その予算化の作業は、残念ながら、市長が替わるというんで、骨格予算にするということで取り下げられて、予算化されなくて。その後、今の池田市長になって、新たに手話言語条例のようなものをつくるということで、今日の結果になっておるわけではありますが。

そういった経緯もありますので、ぜひ、今後も何とかしていきたいということを要望して、この質問は終わりたいと思います。

2 つ目の質問は、校則の見直しについてであります。

校則の見直しについては、これまで和田議員が熱心に取り上げられ、本日の私の質問は重複する部分があるかもしれませんが、私なりの視点で質問をさせていただきます。

校則の見直しについては、文部科学省が 2021 年（令和 3 年）6 月 8 日付の「校則の見直し等に関する取組事例について」により進められてきました。その際に、考え方の基本となっていたのは、平成 22 年の生徒指導提要であったと、私は考えています。

ところが、文部科学省は、その翌年 2022 年（令和 4 年）12 月に、この生徒指導提要を 12 年ぶりに改訂し、内容を一新しております。

そのまえがきでは、こども基本法が成立し、子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保が法律上位置づけられたと指摘し、例えば、校則の見直しの際に、児童・生徒が校則

について議論することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、その根拠や影響を考え、身近な課題を解決する教育的意義があると述べています。

さらに、校則についての箇所では、校則の見直しの記述も大幅に拡充し、児童・生徒の参画、校則改定の手続の明文化、校則の学校のホームページへの掲載などについても記載されております。

こうした文部科学省の動きに呼応する形で、全国的に教育委員会が校則見直しのガイドラインをつくり、校則見直しを進める動きが広がりつつあるのではないかと思います。

県内では、宇部市が昨年7月に校則見直しに関するガイドラインを策定し、このガイドラインに基づき、全ての小・中学校において、児童・生徒が主体的にゼロベースから校則の見直しを行いました。

こうした取組は、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していくという主権者教育とも言えるものであり、防府市でも検討すべきではないかと思いますが、市教育委員会の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 田中健次議員の校則の見直しについての御質問にお答えします。

私は、校則の見直しに児童・生徒が主体的に参画することは、児童・生徒自身が校則を自分事として捉え、その意義や効果を考えながら、身近な課題を自ら解決するという教育的意義を有するものと考えております。

校則の内容につきましては、学校を取り巻く社会環境や児童・生徒の状況の変化に応じ、これまでも絶えず見直しが行われてきました。各学校では、代表委員会や生徒総会などで、校則の見直しに児童・生徒が携わっており、見直しの機会が子どもの主体性を培うよい機会となっております。

教育委員会では、令和6年3月に校則の見直しに関するガイドラインを策定し、児童・生徒がこれまで以上に校則の見直しに主体的に取り組めるよう、各学校に周知したところでございます。

各学校が本ガイドラインを活用することで、校則の見直しを一つの契機として、将来を担う子どもたちが、国や社会の課題を自分事として捉え、自ら考え、判断し、行動していく、主権者としての意識の涵養につながることを期待しております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 7番、田中健次議員。

○ 7 番（田中 健次君） 今年の 3 月に、防府市も校則見直しのガイドラインをつくられたということですが。実をいうと、この質問の通告段階では、それは防府市のホームページには掲載されておらず、私が質問通告した後、そういうものをつくりましたというふうに、ホームページに掲載されるというような形であったということを、まず述べさせていただきます。

そういった、若干、消極的というのか、受け身というのか、そういう姿勢が、実はホームページにも表れております。防府市のホームページには、「校則の見直しに関するガイドラインを策定しました」ということで、校則の見直しに関するガイドラインというところが、一応、PDF ファイルで示されて、そこをクリックすれば、ガイドラインが出てまいります。

最初に申し上げた、宇部市の見直しに関するガイドラインの策定のところでは、校則見直しの背景だとかそういう形で、全市的にこれを見直すんだという形のものが明確に、教育委員会の言ってみれば宣言といえますか、そういう形で示されておるのが、去年のこれ、8 月 28 日に更新したというふうになっていますが、ガイドラインそのものは、7 月につくられているということです。

そういう形の中で、今年の 5 月 22 日に公開されておりますホームページでは、これ、報道発表された資料のようですが、同時にそれがホームページに掲載されて、児童・生徒が自ら考え自ら決めていく、全小・中学校で校則の見直しを実施という形で、実際にそれを、防府市の今の教育長の答弁は、各学校に通知して、各学校でやっていただけるものだというふうに思っているというのか、期待しているという御回答だったと思うんですが、宇部市では、そのガイドラインに基づいて実際に行動するというのか、そういう活動がされていると。その中で、学校での校則見直しの取組、こういうのをやりましたというような形のものが、8 月にホームページに上げたものが、翌年の 5 月にそういう形で、結果の報告というのか、そういうものが示されております。

そういう意味で、各学校に通知されたのは分かるんですが、そういう形で、ぜひ、これを新年度、まだ昨年、宇部市は 7 月につくられたわけですから、それから連絡をして、そういった見直しの作業をされたと思うんですが。そういう形で、防府市も今年度の学校の一つの活動として、各学校で取り組んでくださいというふうに、各学校に指導というのか、そういうことをする考え方があるのかどうか、ただ通知で終わっているのか。そこについて、教育長の御答弁を頂きたいと思います。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 御質問にお答えします。

校則については、昨年度からいろいろ話を、議会でも出ておりますので話をいたしておりますが、まずは、ガイドラインをつくって各学校に見直しをしようと。これまでも見直しをしてきましたが、その視点が、いろいろ何か各学校ごとに違っておりましたので、その視点を1つにしてやっていこうということで、3つの視点を出して、学校のほうに年度末3月に、まず校長会に配っております。

それから、年度替わりの、新規の年度初めの校長会等で配っておりますが、今、議員、言われたように、配っただけではなくて、各学校のほうで見直しを行って、ホームページのほうに載せていくということ。それから、その間の進行管理についても、こちらのほうで行いながら、より今の時代に合った、各学校に合った校則が公表されるようにしてまいります。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） ありがたい答弁を頂いたと思っております。細かなところを言うと、防府市の教育委員会と宇部市の教育委員会がつくったものが、どこがどう違うのかということはあるかもしれませんが。

私は、大事なことは、学校というのも一つの自治をする組織だと思っております。児童と、それから教師というような立場で、かなり、そこは完全に平等というわけにはいかないかもしれませんが、子どもの意見表明権というものも、子どもの権利条約などでうたわれておりますし。

そういう中で、大事なことは児童・生徒が自分たちの問題として捉えていくと。そのことによって、自分たちの周り、社会だとか国の在り方だとかそういうものもひっくるめて知っていくということが、これが今の時代に求められている、主権者教育の大事なポイントになるような気がいたします。

その結果、例えば、学校によって校則のアンバランスといいますか凸凹といいますか、そういうものがあつたとしても、それはそれぞれの学校の問題として、ある意味ではやむを得ない面もあるし。場合によつたら、児童・生徒の皆さんが、隣の学校とこんなに違うというところを感じられれば、それはまたそれで、新たに校則を見直してほしいという、自分たちのそういう願いといいますか、当事者の、そういった形になればいいと思いますので。ぜひ、その辺の取組を進めていただきたいということを要望して、時間も限られてまいりますので、この質問については終わりたいと思います。

最後の3番目の質問に入らせていただきたいと思います。質問の第3は、学校生活における紫外線対策についてであります。

異常気象という中で、熱中症の問題が、随分大きく社会的に取り上げられております。この6月議会の議案を見て、熱中症対策の補正予算が計上されており、適切なものだというふうに感心をしていました。

気候変動による暑さ対策と並んで紫外線対策、これも必要なことではないかと考えております。世界保健機関などは、子ども時代の日焼けが、後年の皮膚がんや白内障のリスクを高めるというふうに指摘をしています。

そうした中で、日本臨床皮膚科医会・日本小児皮膚科学会は、学校生活における紫外線対策に関する具体的指針というものを、2015年（平成27年）9月に公表し、屋外活動においては、時間や場所の工夫、帽子、服で覆うこと、プール授業では、このほか、プールの水質汚濁の懸念の少ない耐水性クリーム、サンスクリーン剤の使用を、ラッシュガード——ラッシュガードは上に着るようなものですが——ラッシュガード等の着用と共に推奨しています。

また、公益財団法人日本学校保健会が、2017年（平成29年）2月に改訂した、学校における水泳プールの保健衛生管理では、日焼けしやすい児童・生徒や光過敏症のある児童・生徒には日焼け止めクリームを使用させてくださいと記載されておりますが、改訂の際の調査では、日焼け止めクリームの使用を許可している学校は、小学校で46.4%、中学校で53.9%、高校で40%という結果となっています。

そこで、具体的な質問となりますが、プールでの日焼け止めクリームの使用など、学校での紫外線対策についてどう考えておられるのか、市教育委員会のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 田中健次議員の学校生活における紫外線対策についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、紫外線が強くなる6月、7月に、小・中学校で行われる水泳学習では、肌の露出部分が大きくなるため、紫外線の体への影響が懸念されます。

現在、市内の全ての小・中学校においては、水着の上に着用して紫外線から肌を守る、ラッシュガードの使用を許可しております。また、日焼け止めクリームについては、保護者からの相談に応じて使用を許可しております。さらに、適宜プールから上がった際に、タオルで体を覆わせたり、プールサイドにテントを設置して待機させたりする対応を取っている学校もございます。

教育委員会といたしましては、これから気温の上昇が予想される時期を迎えることから、各学校において紫外線の影響への対応に加えて、熱中症対策を講じながら、水泳学習を含

めた屋外での安全・安心な教育活動を進めていくよう、指導してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 先ほど申し上げました、公益財団法人日本学校保健会、これの調査の数字を、50%前後の数字ですけれども申し上げました。

その中で、「使用を制限していない」それから「使用に際し、保護者等から依頼を求めている」それから「使用を許可していない」「検討したことがない」という、その4つの選択肢になるわけですが、「使用を制限していない」と「使用に際し、保護者等から依頼を求めている」という、相談に応じて、これは許可をするということだろうと思うんですが。それを併せて、先ほど使用というような形で約50%前後の数字を申し上げました。それで、ラッシュガードというような形で、私の子どもたちが小学校、中学校でプールに行っている時代と今は変わっているなということを、実は感じております。

一つは、紫外線対策というものに、かなり気をつけるようになってきていると。これは、いろんなところに表れております。環境省の出しております、紫外線環境保護マニュアル2020というのが出ておりますが、昔のように肌を焼いて健康にしましょうというようなことは書いてありません。

それから、例えば、母子健康手帳、いわゆる母子手帳とよく言いますが。昔は、日光浴をさせていますかということが、小さい子どもさんの質問項目なんです。今は、日光浴とは言わなくて、外気浴をさせていますかと、外に赤ちゃんを出していますかというような形の表現に、それは変わっております。

そういう形で、それから、環境省の紫外線環境保健マニュアルには、紫外線の量も地域によったら増えてきていると。ある程度の長いスパンで見ると、増えてきていると。それは、どうもフロンガスの影響のオゾンホールの問題と関係したり、それから、気候の状況にもよるんだらうということが書いてありますが、そういったことだろうと思います。

それで、1つ確認でお聞きしたいんですが。例えば、千葉市は毎年4月から6月ぐらいの、学校が保護者に渡す学校のお便り、そのプリントの中で、プールで日焼け止めクリームを使うときにはこういうものにしてくださいという形で、基本的に日焼け止めクリームを使うということを推奨しているわけですが。

防府市の場合、そういう相談があれば、それは対応するということですが、そういうことを知らない保護者の方も多くて、私、何人かの方に聞きましたが、いや、それはクリームを使わせていただけるならありがたいと。ラッシュガードは着れるけど、足のほうはそれが使えないから、あるいは、顔も真っ赤になるというような保護者の方がいました。

そういうことで、改めてそういった光過敏症だとかそういう方については御相談くださいというぐらいのアナウンスを、学校から各保護者にしなければいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） お答えします。

プール学習の前には、子どもたちの健康面のことであったり、今のような要望等について、各学校のほうで聞くようにしておりますが、今のお話にもありますけど、再度確認をしながら、しっかりこれが徹底していけるようにしようと思っております。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 7 番、田中健次議員。

○7 番（田中 健次君） 時代が変わるというのか、私が子どもを育てていた時代と自然環境も変わっておりますし、そういうことでいろんな対応ですね、昔は日焼けを夏にすれば冬に風邪ひかないとかいうふうに、私、育てられましたけれども。最近では、皮膚がんとかそういうことを、母子健康手帳の話もしましたが、そういうふうに関心のあるものの認識が変わっているわけですから、そういった認識に基づいて、学校から保護者の方にも連絡が行くような形を、ぜひ、お願いしたいということを要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（田中 敏靖君） 以上で、7 番、田中健次議員の質問を終わります。

○議長（田中 敏靖君） 次は、24 番、河杉議員。

〔24 番 河杉 憲二君 登壇〕

○24 番（河杉 憲二君） 会派「自由民主党」の河杉でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

私は、これまで、過去、令和3年9月、令和5年3月議会におきまして、駅周辺を含むまちづくりの取組について、質問をさせていただきました。

このたびは、それに続く中心市街地、特にアーケード周辺のまちづくりについて、お伺いいたします。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

現在、市は第5次総合計画に基づきまして、まちづくりに積極的に取り組まれております。例えば、ルルサス文化センター、旧駅北公有地においては、マンションや住宅建設、また、デザインプラザでの、創業・交流センターの整備などが順調に進んでおり、計画されているものが目に見える形となってきたおと考えております。

市長は、新年の御挨拶の中で、防府が新しくなる年と表現されておられました。新庁舎

は今年、完成を迎え、旧駅北公有地はマンション、住宅建設など、町なかにも活気が出てきております。

また、民間におきましても、イオン防府に、人気店でもある無印商品がオープン、駅周辺には複数のマンション建設が進んでおります。また、コロナが明け、飲食店も増えてくるなど、町の動きも活発になってきております。個人的には、ルルサス防府とイオン防府店の平面駐車場の共通利用ができるようになったことで、非常に利便性が向上し、また、3月には、アルク防府店からルルサス防府までの市道通称プリズムストリートが開通したことにより、駅東側の南北の人や車の流れも変わり始めてきていると感じております。

このように町が動いていることで、今まで時間が止まっていたかのようにになっていた、天神町銀座商店街のアーケード周辺にも動きが出てきたとも聞いております。御存じのように、銀座商店街のアーケードでは空き店舗が目立ち、アーケード自体、鉄骨がむき出しとなっていたり、手すりや、といが朽ちていたりする箇所が見られるなど、整備や更新が大いに遅れているようにも感じております。また、台風などの際には、安全性への不安も懸念されます。

アーケードは高度成長期に全国的に整備されました。防府市でも昭和40年代の初めに建設され、かつては旧国道2号線を挟んで、南側の天神町銀座商店街とその北側の天神商店街の2つの商店街がありました。

昭和から平成期には様々な店が軒を連ね、雨に濡れることなく気軽に買物ができる便利な場所として、多くの市民に利用されていましたが、現在では空き店舗も目立つようになり、多くの人でにぎわう様子は、大規模なイベントのときぐらいしか見られなくなっているのが現状でございます。

アーケード自体は商店街の所有と聞いておりますが、アーケードの下の道は市道でございます。歩行者や自動車が通行する市道の安全性の確保という観点からも、急いで何らかの対策もしくは措置を行っていく必要があるのではないかと感じております。

また、地元の声として、周辺の開発や出店等に当たって、アーケードの存在がネックとなり、不動産が動かない要因の一つになっているという話や、アーケードそのものを撤廃したほうがよいのではないかなどといった声も聞いております。

これまで、現在、既にアーケードが撤去された旧国道2号線の北側から天満宮周辺のエリアについては、プロムナードの整備が行われてきました。これに続く銀座商店街のアーケードを含めたエリアは、天満宮まで続く道でもあるため、単なる生活道路、遊歩道だけではなく、市民生活の向上のみならず、観光など産業の活性化にも大きな影響を与える場所とも言えます。

現在は、車中心の社会となっていることもあり、他市のまちづくりの事例を見ましても、アーケード撤去という選択肢も大いにあるのではないのでしょうか。私は、防府の町に活気が見えてくる今、アーケードを撤去し、町なかにふさわしい道路が整備できれば、町の活性化にもつながるのではないかと考えております。

令和9年には、防府天満宮1125年式年大祭も控えており、また、今年から観光列車「瑞風」も防府に立ち寄ると聞いております。このことから、天満宮までの参道としてふさわしい道として、ぜひ盛り上げていただきたいと思いますと思っております。

そこで質問でございますが、アーケードも含め、天神様の道とも言えるこのエリアのまちづくりを今後どのように進めていかれるのか、お伺いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 24番、河杉議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 河杉議員の民間活力を後押しするまちづくりの取組についての御質問にお答えします。

私は市長就任時に、庁舎が決まれば、駅周辺への民間の投資が進むと申し上げ、就任後2か月で、現在地に新庁舎を建設することを決定させていただきました。その後の第5次総合計画の重点プロジェクトにおいては、市内の幹線道路ネットワーク構築や、便利で魅力的な町なかを目指し、一般国道2号の拡幅や駅周辺の整備など、スピード感を持ってまちづくりに取り組んできたところでございます。

町なかの事業につきましては、新庁舎が竣工するまでにはめどをつけたいとの思いで進めてきた結果、プリズムストリートの完成や競輪場のリニューアル、「瑞風」の防府への立ち寄りに合わせた、JR防府駅高架下の南北自由通路の開通や、旧駅北公有地及び駅周辺の開発のめどが立つなど、町が目に見える形で動いているところでございます。

こうした中、市内企業の設備投資や新規出店、マンション建設等が続いており、防府市の人口が直近2年連続で転入超過に転じたことは、これまでの取組の成果の一つであると考えております。

さらに、行政と民間が一体となり早期事業化を要望してきた、一般国土2号の富海拡幅は、令和7年度の完成に向け順調に進み、台道鑄銭司拡幅についても、本年4月に新規事業として予算化されるなど、市全体のまちづくりが前に進んでいくものと考えております。

商店街のアーケードは、昭和41年に、市道天神町協和線上に、天神町銀座商店街振興組合が道路占用許可を受け整備されたもので、町なかのにぎわいを象徴するエリアとして、長く市民に愛されてきました。

しかしながら、過去何回か大規模な改修はされているものの、整備後約60年が経過し

老朽化が進んでいるため、商店街振興組合に対し、安全性を確保するよう文書等をお願いをしているところでございます。

このような中、本年度末には道路占用許可の更新時期を迎えることから、商店街振興組合におかれましては、安全・安心や商業振興の観点から、アーケードの在り方について検討されていると伺っております。

議員御指摘のとおり、アーケード下の道路は市道であることから、今後、アーケードの所有者である商店街振興組合の判断を待ち、仮にアーケードが撤去されるということになれば、道路管理者の責務として、早急に市道の整備等に対応しなければならないと考えております。

その場合には、古くからにぎわいの中心となってきた、天満宮にまっすぐにつながる道として、また、開通いたしましたプリズムストリートと併せて、商業振興にも資する、また、民間投資の後押しともなる、町なかにふさわしい道となるよう、地元や商工会議所等の御意見も伺いながら、スピード感を持って整備し、魅力的なまちづくりにつなげていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 24番、河杉議員。

○24番（河杉 憲二君） 御答弁ありがとうございました。

この銀座商店街のエリアというのは、古くから実は栄えてまいりました。市長御答弁ございましたように、昭和41年にアーケードは建設されまして、今60年たっておるということでございます。先日、見に行きましたけれども、本当に外観からも見えるような形で、老朽化が目に見え、余りあるものがあるというように思っております。

現在、この商店街の組合なんですけれども、最も多いときに、実は100人を超えていたということでございます。近年は、何年かは50名前後ぐらいだったのかなと思っておりますが、現在では24名という、23、24名ぐらいに落ち込んでおるように聞いております。実に4分の1以下になっているのが現状でございます。まさに今、シャッター通りとなってしまうしております。市長もそうだと思いますけれども、私も子どもの頃ですけれども、にぎわっている商店街をよく知っております。少し寂しいなと本当に思っているのが現状でございます。

先日、地元の方々にお話をお伺いいたしました。そうすると、この老朽化したアーケードを維持していくには、もはや、実は限界に来ておりますと。商店街振興組合としても撤去の方向で考えたいと。しかしながら、解体撤去するには多額の費用を要する。それをどのように工面していくのか、どういうふうにするのかというのが大きな課題かなというよ

うなことを言っておられました。

しかしながら、このような商店街の状況の中で、実は、複数の空き店舗や広い土地がございますので、実際、実は開発業者や出店に関する問合せも何件かあったように聞いておりました。

しかしながら、どうしてもアーケードがネックとなっているようでございます。アーケードは、先ほども述べましたけれども、高度成長期に、実は全国的に多く採用されて広まってきましたけれども、近年では、これは中小企業庁の資料なんですけれども、郊外型の店舗が増えたことや人口減少それから後継者不足等々の要因で、本当に衰退してしまっているということが現状のようでございます。

そのような中で、近年、全国各地の商店街におきまして、いわゆる高度成長期に建てられた老朽化したアーケードを撤去して商店街の再生を図る動きというのが、実は広まってきております。

そして、同時に、道路の舗装とかいわゆる商店の軒先の外観の統一、こういった事業を併せて行いまして、いわゆる商店街の暗い、寂れたというイメージから、明るく、にぎやかへの転換を図ろうという動きが出ているようでございます。実際、資料を見ますと、静岡県の沼津市や大分県の臼杵市それから広島県の尾道等々うまくいっている成功例も多々あります。

御答弁では、仮にアーケードが撤去できれば、銀座商店街の道路は天満宮までまっすぐにつながっている参道である。観光にふさわしい道路となるよう整備していきたいということでした。

私は、プリズムストリートができて新たな出店もあり、また、アルク防府店も改築されるなどその辺りの周辺の町に動きが出ている。この今、隣接しているアーケード周辺エリアにおきましても、やはり、以前のようなにぎわいを取り戻していただきたいということを願っております。

私は、地域のまちづくりというのは、まず地元の方や、それから民間企業の活力というのが、やはり不可欠だと思っております。そこに行政が後押しをし、官民一体となってつくり上げていくものだ、このように考えております。

どうか、今後ともさらなるまちづくりに、にぎわいの創出に、ぜひとも鋭意取り組んでいただきまして、町の再生に努力していただけるよう強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 敏靖君） 以上で、24番、河杉議員の質問を終わります。

○議長（田中 敏靖君） 次は、21番、高砂議員。

〔21番 高砂 朋子君 登壇〕

○21番（高砂 朋子君） 「公明党」の高砂でございます。

それでは、通告に従いまして、4項目質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

第1項目、子どもの健やかな成長のための切れ目ない支援について、質問します。

昨年4月発足のこども家庭庁は、こどもまんなか社会実現のため、こども政策に携わる担当部局が統合され、子育て支援の強化、少子化、貧困、虐待等の問題の解決を目指しています。

5月31日、今後実行する、こども・若者政策を一元的に示した、こどもまんなか実行計画2024が決定され、子ども版骨太方針が示されました。

本市は今年度、保健こども部を新設し、妊娠前から誕生、そして、乳幼児期から就学18歳までの子どもたちを、そして、子育て家庭を全力で応援する取組を始めておられます。

そこで、3点質問いたします。

1点目、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を統合した、こども家庭センターが今年度開設され、明年1月には華城に移転オープンいたします。妊産婦、子育て世帯、子どもへの支援窓口を一本化し、子育て支援に総合的に取り組むセンターに大きな期待が寄せられます。

センターの目的として、子ども・子育てに関する全ての相談の受付、子育てに関する教室や講座による親子同士の交流促進、子育てに関する情報の発信とあります。今後、具体的にどのように取り組んでいかれるのか伺います。

私はこれまでに、不妊や不育症、低出生体重児への支援をはじめ妊娠・出産・子育てに関する様々な声を届けてまいりました。新たに、流産・死産等で子どもを失った御家庭に寄り添った支援が必要ではないかと思っております。流産・死産等は子どもの命の喪失との認識を誰もが持ち、流産・死産等を経験した方に対する相談体制を整備し、産後健診等の母子保健サービス、グリーフケアやピアカウンセリング体制の充実が求められます。人知れず悩んでおられる、声なき声に寄り添っていただきたいと思います。本市の御所見を伺います。

2点目、令和4年12月に、1歳前後の乳幼児への支援の重要性について、取り上げました。乳児期から幼児期に移行する成長・発達の著しい1歳前後は、個人差が大きくなる時期であり、育児への不安を抱える保護者もおられます。また、職場復帰とも重なりやす

い時期とも言えます。折に触れて、この時期に行う１歳児健診の必要性について、お話を
してまいりました。

本市における乳児一般健診は、現在、生後１か月、３か月、７か月に実施、その後は
１歳６か月まで健診はなく、１歳前後の健診の必要性を強く感じていたからです。

成長発達のチェック、疾患の早期発見につながる、この重要な健診である１歳児健診の
導入が必要ではないでしょうか。御所見を伺います。

○議長（田中 敏靖君） ２１番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 高砂議員の子どもの健やかな成長のための切れ目ない支援につ
いて、２点の御質問にお答えいたします。

今月発表されました、厚生労働省の人口動態調査によりますと、我が国の合計特殊出生
率は１．５７ショックと言われた平成元年以降も減少傾向にあり、令和５年は１．２０と
過去最低の数値となっています。また、出生数も過去最少となっており、山口県において
も出生数は過去最少となっております。

こうした中であって、防府市の出生数は、令和５年は７７７人で、前年令和４年の
７６３人から１４人増加しています。さらに、令和４年、５年と２年連続で、人口が転入
超過となっており、特に２５歳から３９歳までの子育て世代の転入が多くなっております。

私は、全ての子どもが元気に健やかに成長することを第一に考え、これまで妊娠中や子
どもの誕生時に旬の地元食材をお届けし、また、新入学児童用カバンを贈呈するなど、本
市独自の子育て支援策である、ほうふっ子応援パッケージを積極的に進めてまいりました。
出生数が増えたことは、これまでの本市の子育て施策の一定の成果が表れたものではない
かと考えています。

こうした中、市ではこの７月から、こども誰でも通園制度を県内で唯一導入いたします。
また、県立総合医療センターの市内での建て替えが決定されました。今後、県立総合医療
センター等との連携も強化しながら、将来にわたり、妊娠前から子育てまでの切れ目ない
支援を推進してまいります。

それでは、１点目の、こども家庭センターの具体的な取組についてです。

子ども・子育てに関する全ての相談を受けます、こども家庭センターは来年１月に、母
子保健機能と児童福祉機能を集約することにより、より早く、より緊密な支援をすること
ができるようになります。

子どもに関する悩みは様々で、一人ひとりに寄り添った支援をするためには、行政や関
係機関だけでなく、現在、各地域で活動されている子育て支援団体との連携が必要です。

そのため、現在、行政、関係機関や地域団体をつなぐ子育て支援のネットワークを構築しているところでございます。

今後、このネットワークを活用し、子育て世代のニーズに応じた多様な教室や講座、同じ悩みを持つ方同士のピアカウンセリングの場や情報交換会などを開催するとともに、子育てに関するあらゆる情報を効果的に発信することとしております。

議員から御指摘のありました、流産や死産を経験された方への支援については、御本人はもとより御家族のお話を傾聴し、思いに寄り添いながら、必要に応じ、このネットワークを活用し、ピアカウンセリングや支援団体、専門の相談機関につなぐなど対応をまいります。

次に、2点目の、1歳児健康診査の導入についてです。

私は、全ての子どもが元気に健やかに育ってほしいとの願いから、他市に先駆けて、高砂議員からも御要望のありました、新生児聴覚検査費用の助成、また、医師会等から御意見をお聞きした、葉酸サプリメントの配布などを実施してまいりました。

また、乳幼児健診につきましては、発達の確認や疾病の早期発見だけではなく、子育ての相談、虐待の早期発見につながることから、大変重要な機会と捉えており、法定健診の1歳6か月児、3歳児健診に加え、1か月、3か月、7か月健診も実施しています。

1歳前後は、親にとって、自我が芽生え始めた子どもとの関わり方など新たな悩みが生じる時期であるとともに、誤飲やけがなど、子どもの事故が増える時期でもあります。

1歳児健康診査は、親の不安の解消や子どもの事故予防、さらには健診と同時に、はしかなどの予防接種を受けることができ、接種率の向上にもつながることから、現在、早期導入に向けまして、医師会と調整をしているところでございます。

今後も、全ての子どもが明るく健やかに成長でき、安心して子育てできるよう、子ども・子育ての拠点である、こども家庭センターを中心にしっかりと子育て施策を推進してまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 21番、高砂議員。

○21番（高砂 朋子君） 本市における出生数が14人増加ということで、大変うれしいニュースを聞かせていただきました。また、子育て世帯の転入も増加しているということで、本当に子育て支援の成果が出てきているんだなということを感じ申し上げたいと思います。

流産・死産を経験された方への支援や1歳児健診の前向きな御答弁も、本当にありがとうございました。こどもまんなか社会構築のための様々なお取組、今後ともどうかよろしく

お願いをいたします。

以前にも取り上げました、こども誰でも通園制度の取組状況を、ここでお伺いしておきたいと思います。

○議長（田中 敏靖君） 保健こども部長。

○保健こども部長（石丸 典子君） 御質問にお答えいたします。

7月1日からの利用開始に向け、今月上旬には対象者約1,300人への利用案内の文書を送付するとともに、現在、市ホームページやLINE公式アカウントを活用して、事業の周知も行っております。

6月17日時点、今週の月曜日でございますが、6月17日時点で46人の利用者登録をしており、現在、施設で利用予約を受け付けているところでございます。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 21番、高砂議員。

○21番（高砂 朋子君） 1人で育児を抱えこまざるを得ない状況下にいる保護者への支援ということで、大事な制度だと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

ここで、最後に要望をしておきたいと思います。

今年度の予算概要に、華城移転の、こども家庭センターの配置図が掲載されておりました。敷地内北側には留守家庭児童学級、東側倉庫跡には広場とありまして、かなりの広さでございます。乳幼児からあらゆる年代の子どもたちが集える広場でございますので、安全・安心な広場となるように、そして、インクルーシブ遊具、そして、トイレの設置をぜひとも要望しておきたいと思います。どうかよろしくお願いをいたします。

私の議員生活は、小・中・高の子どもを抱えてのスタートでございました。子育ての支援がいかに大切か、日々感じながら、様々な声を届けてまいりました。

池田市長就任の折、所信表明で子育て環境の充実と言われ、どのように取り組んでいけるのか質問をいたしました。市長は、いろいろな場所で市民の皆様の声をしっかりお聞きしながら検討と答弁され、以来、子どもたちや保護者の声を聞かれ、私どもの声も真摯に聞いてくださいました。その一つ一つが、目に見える形でスピード感を持って事業化されていることに、改めて感謝を申し上げます。

今後も、子どもたちの健やかな成長のための切れ目ない支援を、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、第2項目めでございます。未来を拓く児童生徒への支援について、質問いたします。

私はこれまで、教育及び教育環境の充実を願い、安心して学校生活を送るための就学前

の5歳児相談の導入、発達に応じた教育の充実、不登校対策、ヤングケアラーへの支援、通学路のカラー舗装化、みまもり隊の導入、給食食器変更や給食アレルギー対策、小・中学校のトイレ洋式化等々を要望してまいりました。事業化、推進されたことで、子どもたちの健やかな成長につながっているのであれば、これほどうれしいことはございません。

子どもたちの健やかな成長を願い、3点質問をさせていただきます。

1点目、不登校対策について。

文科省公表による、全国の令和4年度不登校児童・生徒は、29万9,048人で、増加は10年連続。県内では、小学校973人、前年度より166人増、中学校2,060人、前年度より264人増となっております。

不登校の要因は、小・中学校とも無気力、不安が一番多く、50%を超えている状況です。増加について、文科省は、コロナ禍の長期化で生活環境が変化し、生活リズムが乱れやすい状況が続いたことが背景として考えられると分析をしております。

心配されるのは、学校内外の専門機関に相談していない児童・生徒が約4割、不安や悩みを抱え込んでいる子どもたちがいかに多いかを示す結果でございます。子どもたちがSOSを出しやすい体制、不登校の児童・生徒の学びを支えるための多様な選択肢の必要性を強く感じているところでございます。

本年、「公明党」会派で、不登校の未然防止と早期対応及び不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援を行っておられる、熊本県荒尾市教育支援センターを視察してまいりました。

市の中心部にある、市民プール管理棟を改修し、校外教育支援センターを設置。市内全中学校に校内教育支援センターハートフルルームを設置されています。

ハートフルルームは、通級生徒が人目を気にせず出入りできる場所に開設され、各ルームに公用車を配置し、アウトリーチ型の支援が可能。専用の携帯電話も設置し、児童・生徒が指導員と直接連絡が可能となっております。そして、小学校の兄弟等も通級可能。60代、70代の教員免許所持の指導員を、会計年度職員として市費雇用で配置されております。

中学校の不登校生徒数は、平成26年度が69名、令和4年度は26名に減少。卒業生は高校進学にも挑戦し、社会的自立に向かえているというお話でございました。

不登校の未然防止と早期対応が重要であること、アウトリーチ型の支援とともに、学校の生活リズムや学習の雰囲気を感じながら、自分たちのペースで活動できることの重要性を学んでまいりました。

一人ひとりに光を当てた、誰も置き去りにされない教育を行うため、通常の学級での学

習や集団での生活が困難となった不登校等の児童・生徒に対する、さらなる支援が必要ではないでしょうか。

県は、令和５年度より不登校対策の取組として、県内２５校の中学校にステップアップルームを設置、専属サポート教員が配置され、教室への復帰や不登校の未然防止に取り組んでおられます。本市における、オアシス教室やステップアップルーム等の取組を伺います。

２点目、子どもたちの健やかな成長のために、市教育委員会と、保育事業である留守家庭児童学級や留守家庭児童クラブとの連携が重要ではないでしょうか。本市の取組を伺います。

子どもたちは日々、自宅、学校や留守家庭児童学級等、そして、地域を行き来しており、教育と保育という所管は違いますが、関係部署との連携で子どもたちが健やかに成長できるよう、さらなる御配慮をお願いしたいと思います。

３点目、昨年１１月２９日、牟礼小学校給食調理室内の切裁機のスライス板に不具合があり、切裁時に蓋の内側部分と接触し、蓋の一部に剥離が起きたため、給食に異物混入。また、本年３月２１日、同じく、牟礼小学校給食調理室内の調理器具の柄の留め具部分が外れ、スープに混入との発表を耳にいたしました。いずれも喫食中の児童が発見をいたしました。健康被害がなかったことは本当によかったと思いますが、憂慮すべき事態だと思います。

学校給食センターは、開設されて１８年目を迎えます。調理機器の老朽化も気になっております。子どもたちに安全・安心の学校給食を提供するために、今後、市内全ての調理場の調理機器及び器具の使用前後のチェック体制の強化徹底を図るとともに、老朽化対策、更新が重要ではないでしょうか。本市のお取組を伺います。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 高砂議員の未来を拓く児童生徒への支援についての３点の御質問にお答えします。

私は、教育のまち日本一を目指し、２１世紀をたくましく生き抜く人材の育成に向け、様々な施策を推進しております。

まず、１点目の、本市におけるオアシス教室やステップアップルーム等の取組について、お答えします。

議員御指摘のとおり、不登校等の児童・生徒に対しては、一人ひとりに合った支援を行っていくことが大変重要になってきます。本市では、不登校児童・生徒に対する支援とし

て、各学校における個別の支援とともに、防府市教育支援センターオアシス教室の設置、在宅生徒学習指導員の派遣等、不登校児童・生徒に対する多様な教育機会の提供に努めております。

このうち御質問にありました、防府市教育支援センターオアシス教室には、教員経験のある専任指導員を配置しており、学習や体験等の活動を通して、不登校児童・生徒の社会的自立のための取組や、学校復帰のための心理的援助を行うとともに、児童・生徒や保護者、教職員を対象とした相談業務を行っております。

現在、文化福祉会館内にあるオアシス教室は、本年12月の文化福祉会館の閉館後は、文化財郷土資料館に移転を予定しております。

次に、議員御案内の、令和5年度に始まった、県事業のステップアップルームにつきましては、本年度2年目を迎えます。

本市では、桑山中学校と国府中学校に設置されています。教職経験の豊富な教員がステップアップルーム専属教員として、教育相談や家庭訪問、集団生活への適用についての支援を行っております。また、他の教職員やスクールカウンセラーと情報共有を図るなど、関係教職員と協議して、在籍する学級への復帰に向けた支援を行うとともに、不登校の未然防止に取り組んでおります。

教育委員会といたしましては、今後も不登校児童・生徒に対する、一人ひとりに合った支援に努めてまいります。

次に、2点目の、市教育委員会と保育事業である留守家庭児童学級や留守家庭児童クラブとの連携について、お答えします。

留守家庭児童学級等における子どもたちの様子は、支援員から情報を得るなどして、しっかりと把握をしております。保護者等からの相談があれば、必要に応じて、速やかに学校と留守家庭児童学級等が連携を取り、適切に対応いたしております。

今後も関係部署と連携し、児童の健やかな育成に努めてまいります。

最後に、3点目の、調理機器のチェック体制の強化と老朽化対策、更新についてです。

議員御案内の、昨年度に起こりました異物混入のその後の対応といたしましては、直ちに各調理場において、調理機器及び調理器具の緊急点検を行った上で、更新等の必要な対応をしたところです。併せて、調理機器等の点検表のチェック項目の追加やマニュアルの見直しをするなど、チェック体制の強化と徹底を図っております。

また、調理機器の更新等につきましては、食器洗浄機や冷凍冷蔵庫などの大型の調理機器については、更新計画を作成し、順次更新を行っているところであり、今年度は中関小学校の食器洗浄機や牟礼小学校の冷凍庫を更新することとしております。

併せて、専門業者による保守点検を定期的に行っております。直近では、この３月に点検を行い、必要な修繕等は速やかに対応しております。

今後も、調理機器等の適切な維持管理を行い、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） ２１番、高砂議員。

○２１番（高砂 朋子君） 御答弁ありがとうございました。

令和４年度の市内の不登校の児童・生徒数が、小学校が７９人、中学校が１９０人と事前に聞いております。この子どもたちが本当に悩みながら、また、保護者の方々も悩みながら、日々、頑張っておられるのではないかと、思いをはせるところでございます。

不登校対策については、大規模校である桑山中学校、国府中学校、２校のステップアップルームということで、専属教員による教育相談や家庭訪問を実施されているということを今、お伺いをいたしました。クラスへ戻られるように、連携しながら支援してくださっているとのことでございます。また、この２校以外にも、様々な形で一人ひとりに寄り添って支援をしてくださっていることを聞いております。本当にありがとうございます。

それで、再質問をさせていただきますが、荒尾市におきましては、子どもの状況に応じて、年度初めからでも年度途中からでも利用開始ができて、利用期限を設けることはしないというふうにおっしゃっておりました。この点について、防府市においては、いかがでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 本市におきましても、保護者等からの話があったときに、面接等いろんな話をしながら、オアシス教室に通うことができたなら、受入れをするようにしております。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） ２１番、高砂議員。

○２１番（高砂 朋子君） ありがとうございます。様々な配慮が必要なお子さんたちでございますので、どうかよろしくお願いをいたします。

これは、要望にいたしますけれども、我が校にも、ぜひともステップアップルームを設置してほしいという声が、教育長の下にも届いているのではないかと考えております。私のところへもそういった御相談、また、強い要望を頂いております。県の取組ではありますが、ぜひとも拡充の要望を、お願いをしたいと考えております。

突然ですが、教育長、その辺のお考えはいかがでしょう。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 今、言われたように、ステップアップルームについては、2校からいろんな実績等も聞いておりますので。今、言われたように、拡充をしっかりとお願いをしていくのと同時に、今、市のほうで何かできることがないかということ、また研究してまいります。

○議長（田中 敏靖君） 21番、高砂議員。

○21番（高砂 朋子君） 県への要望とともに、市で何かできることはないかという、大変ありがたい教育長のお言葉を頂きました。ぜひともよろしく願いをいたします。

ここで、あるお母さんの声を、紹介をいたします。

不登校の我が子にステップアップルームを勧めると、子どもから、「ある一定期間を過ぎたら教室に行かなくてはならないのであれば、プレッシャーを感じるし、ステップアップという言葉は重たい」と言われたということでございました。

私たち大人は、ステップアップという言葉に前向きなイメージを持つわけですが、前向きになれなくて悩んでいる子どもたちには、背を向けたくなる言葉なのかも知れません。悩んでいる子どもたちが一歩踏み出せる場所が、絶対必要だと私は思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

それから、また再質問をさせていただきます。

現在、文化福祉会館内にある、オアシス教室でございますが、令和6年から7年にかけて解体をされます。移転先としては、先ほど御答弁に、文化財郷土資料館内にということでございました。今後の移転スケジュールであったり、文化福祉会館のところでは、運動等も中庭で行われていたと聞いておりますけれども、そういった運動やその他の行事等については、今後どのように対応していかれるのか、伺いたいと思います。

○議長（田中 敏靖君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。

まず、スケジュールでございますが、現在使用しております文化福祉会館が、12月で閉館をいたします。それに伴いまして、1月から文化財郷土資料館で開設できるように準備を進めておるところでございます。

また、運動等につきましては、文化財郷土資料館近くに公園等がございますので、それを活用して実施をいたしますし、その他の活動につきましても、公民館の施設等を活用して実施をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 21番、高砂議員。

○21番（高砂 朋子君） 場所は変わりますけれども、引き続き支援拡充の教室になりますように、どうか御配慮よろしくお願いをいたします。

私も不登校の子を抱えた経験がございますが、親子共々、将来への大きな不安を抱え、ゴールが見えない中で、苦しい時間を過ごします。長くなれば長いほど不安は大きくなり、ひきこもりという抜け出したくても抜け出しにくい状況になる場合もあります。小・中学校の早い時期に一步踏み出せるように、あらゆるきっかけづくり、あらゆる場所づくりを、どうぞよろしくお願いをいたします。

保護者の方々も悩み、苦しみ、頑張っておられます。保護者の方々も、どこに相談したらよいか困っておられます。相談先もしっかり提示してあげていただきたいと思います。共働きの保護者がほとんどの現代、時間についても様々な御配慮が必要ではないかと思っております。どうかよろしくお願いをいたします。

教育委員会と保育事業との連携については、実際、私のところに御相談もあり、取り上げました。密な連携の下での支援を、どうぞ引き続きよろしくお願いをいたします。

給食についてですが、給食調理機器の、そして器具が、安全・安心な形で使用されますように、ぜひともよろしくお願いをいたします。

今月18日は、国連が定めた持続可能な食文化の日でございます。食への関心を高め、地域固有の食文化の継承について考えることを目的に設けられました。このことから、食育に取り組み、地産地消の給食の提供に御尽力いただいていることに、改めて敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

以上、未来ある児童・生徒への支援をどうぞよろしくお願いをいたしまして、この項の質問を終わります。

第3項目めでございます。災害時のトイレ対策の充実について、質問いたします。

年頭の能登半島地震による、被災地のトイレ問題の深刻さが大きくクローズアップされました。1つの携帯トイレを複数人で使ったり、やむを得ず外で用を足したケースも相次いだことによる衛生環境の悪化、また、水分を控え、トイレを我慢することで体調を壊すなどの健康被害も起き、感染症や災害関連死の原因にもなったとの報道に、災害時のトイレ対策は待ったなしとの見解を強く持ちました。

私はこれまでに、防災用マンホールトイレの設置、各避難所への携帯トイレや簡易トイレの備蓄、防災広場等へのトイレをはじめとした防災機能の充実、移動可能な水洗トイレである、トイレトレーラー導入等を要望してまいりました。各避難所へのトイレ関連用品も備蓄され、市民プール横に大規模災害時用の本格的な防災用マンホールトイレを設置し

ていただくことができました。

災害時には、停電、断水、污水处理機能低下や停止で、水洗トイレが使用できない状況になり、仮設トイレの設置が必要になるわけですが、数にも限りがあり、設置にも時間がかかります。しかしながら、排泄は待ったなし、我慢ができるものではありません。携帯トイレや簡易トイレ、そしてマンホールトイレ、仮設トイレ。この3つの特性を踏まえ、時間経過と被災状況に応じて組み合わせ、避難所等において、良好な環境を切れ目なく提供していくことが重要ではないでしょうか。

また、今後、佐波川右岸、公会堂北に、防災広場が整備されますが、災害時の機能として、マンホールトイレ等トイレ環境の整備が必要ではないでしょうか。

次に、トイレ関連用品の各家庭での備蓄・準備の啓発についてでございますが、待ったなしのトイレ、各家庭においても準備は必要です。最近のトイレ関連用品は、防臭抗菌作用が充実、長期保存が可能、衛生的で機能的に改善されております。各家庭でも求めやすくなり、備蓄しやすくなりました。各家庭での防災用品の備蓄の啓発を、ぜひとも行っていただきたいと思います。

以上、災害時のトイレ対策の充実について、本市の御所見を伺います。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長（池田 豊君） 高砂議員の災害時のトイレ環境の充実についての御質問にお答えいたします。

私は、市長就任以来、市民の安全・安心のため、防災を市政の最重要課題の一つとして取り組んでまいりました。

災害時におけるトイレの確保や衛生環境の維持は非常に重要であり、議員御案内のとおり、能登半島地震災害に関する報道においても、切実なトイレ問題が大きく取り上げられました。市から能登半島被災地に派遣した職員から、それぞれ報告を受けているところですけれども、異口同音に全ての職員から、トイレの大切さを痛感したとの報告も受けているところでございます。

災害時における避難場所のトイレの確保に当たっては、断水等で既設のトイレが使用不能となる事態に備えておく必要がございます。災害用トイレのうち携帯トイレは、し尿をためる袋状のシートを凝固剤で固めるもので、そして、簡易トイレは、携帯トイレと組立て式の簡易便器がセットになったものです。

避難場所となります、小・中学校や公民館等のトイレが地震等によって破損した場合でも、簡易トイレを使用して排便することが可能となることから、現在、本市では、この簡易トイレを備蓄しているところでございます。

マンホールトイレは、下水道管につながるマンホールの上に便器とテントを設置するものです。下水管と直接つながっているため、災害の初動時から衛生的かつシート交換等の手間もかからず使用できます。

本市では、議員の御提案も参考に、これまでに、キリンレモンスタジアムと潮彩市場防府にマンホールトイレを整備いたしております。そして、このための震災も踏まえ、避難場所の機能強化として、現在、整備を進めております、牟礼公民館に設置することとしています。さらに、今年度、造成工事に着手いたします、防災ネットワークの最重要拠点となる広域防災広場や、市街地の防災拠点となる公会堂北側の防災広場にも、公衆トイレと併せてマンホールトイレを整備することといたしております。

今後も避難場所等を整備する際には、可能な限り、マンホールトイレの設置を進めてまいります。

工事現場やイベント会場等で多く用いられている仮設トイレにつきましては、災害発生時に必要な数を速やかに手配、設置することが求められます。このため、本市では、複数のレンタル事業者と協定を締結しているところでございます。加えて、山口県が県衛生仮設資材事業協同組合と協定を締結されており、市から県へ要請することで、さらなる確保ができるものとなっております。

また、議員御提案の、家庭での携帯トイレの備蓄につきましては、断水時に自宅のトイレで利用できるタイプの携帯トイレもあることから、家庭の備蓄品として、とても有用です。

4月に全戸配布いたします防災必携をはじめ、啓発講座や秋から実施いたします子ども防災士の養成等、様々な機会を通じ、しっかりと備蓄の必要性をお伝えしてまいります。

災害時に重要なトイレ対策につきましては、このたびの能登半島地震災害の検証等を参考にさせていただきながら、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 21番、高砂議員。

○21番（高砂 朋子君） 御答弁ありがとうございました。

本市におきまして、輪島市の被災地へ職員を派遣されて、トイレ対策の重要性を痛感されたというようなことでございました。現場で感じられた課題を、ぜひとも本市に生かしていただきたいと思います。

マンホールトイレについては、私はこれまでに6回取り上げてきております。大変、時間はかかりましたけれども、前向きな御答弁を頂いたことに、ちょっと安堵をしております。新たな牟礼公民館、そして広域防災広場、公開堂の北側防災広場へということでござ

いました。本当にありがとうございます。このマンホールトイレの必要性を認識していただいて、今後の設置を楽しみにしておきたいと思います。

災害が続いて、トイレ問題の深刻さというのは、今回の能登の問題を見ましても、数多くの市民の皆様も感じていらっしゃるのではないかと考えております。

私は、防府市における21年の災害の折に、家庭でも備蓄の必要性を感じまして、携帯用の、携帯というか家庭で使えるトイレですね、それを買って求めまして備蓄をしております。最近もまた、いろいろと調べてみますと防臭効果もあり、10年という保存期間が長くなっているということを知りました。ぜひとも、この議場にいらっしゃる市長をはじめ職員の皆様、議員の皆様方も、我が家の備蓄の一つに、トイレの準備もしていただくことが必要ではないかというふうにも考えております。

先日、聞き取りのときにも、職員さんにこのお話をいたしましたら、ぜひ買い求めましょうと。総務部長もよろしく願いいたします。そういうふうに職員も言っておられました。そういった身近なところから、我が事としてトイレ問題を知っていく、また、準備をして備えていく、そういったことが必要ではないかと考えております。

トイレトレーラーについては、能登半島地震の被災地での、全国の自治体から派遣されて活用され、今後、防災対策を強化するため、各地で配備を進めていくことが求められます。現在、全国で20自治体、三百余の自治体が検討中と聞いております。

公明党は、トイレトレーラーの整備促進のため、自治体の財政負担を軽減する補助金の創設を政府に求めているところでございます。広域の防災対策に有効と考え、今後の県との連携の中で御検討いただければと要望しておきます。

内閣府において、女性の視点で災害対応の取組に見える化するため、各地方自治体の調査結果を点数化したものが、今月末にも公表されると聞いております。能登半島地震では、避難所運営において、女性の視点に立った対応の重要性が新たに認識されました。本市におきましても充実されますよう要望しておきます。

市におきましては、今後、防災拠点である新庁舎が完成し、防災広場の整備が進み、防災ネットワークの構築が大きく進みます。安全・安心のまちづくりがさらに充実することを要望し、この項を終わります。

第4項目めでございます。市営住宅の保証人の取り扱いについて、質問いたします。

市営住宅募集に応募した、ある高齢者が、申し込み、当選したいと思うが、保証人はどうしようと、不安な気持ちを教えてくださいました。また、90代の親、死亡により、残された病弱な60代の息子さんが、引き続き市営住宅に住むためには、保証人を付した承継手続が必要でした。幸い保証人も見つかり、慣れ親しんだ市営住宅に住み続けること

ができました。

近年、見寄りのない単身高齢者も増加しており、市営住宅を入居希望または承継したくても保証人の確保が困難になることが懸念されます。

国交省は令和２年、公営住宅への入居に際して、保証人の取扱いについては、住宅に困窮する低額所得者に住宅を提供するといった公営住宅の目的を踏まえると、保証人の確保が困難であることを理由に入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要。入居希望者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には、保証人の免除を行う、緊急連絡先の登録をもって入居を認めるなど、住宅困窮者の居住の安定の観点から特段の配慮をと通知しています。

そこで、本市の保証人の取扱いについて、質問いたします。

様々な事情から、保証人をどうしてもつけられない方もおられます。保証人が確保できないことで入居できない、承継できないといった事態は避けなくてはなりません。国交省が令和２年から公表している、公営住宅への入居に際しての保証人の取扱い等に関する調査を見ますと、保証人を求めない自治体、一般の方の保証人に加え、保証会社等による法人の保証制度を取り入れている自治体も増えてきております。本市も保証人の廃止や法人による保証制度の導入を検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

国交省が示すとおり、住宅困窮者の居住の安定の観点から、特段の配慮をもって対応していただきたいと考えます。本市の御所見を伺います。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 高砂議員の市営住宅の保証人の取り扱いについての御質問にお答えいたします。

市営住宅の保証人につきましては、住宅のセーフティーネットとしての役割がますます重要となる中、これまでも入居を希望される方の負担を軽減するため、必要となる保証人を２人から１人にするなど、逐次、制度の見直しを行ってきたところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、市営住宅の抽せんに当選したものの、保証人を見つけれず入居を諦める方がおられることや、入居されている契約者が亡くなられた際、配偶者など居住されている方が引き続き住まわれるときに、新たな保証人が必要となり、その確保に苦勞されていることは承知しております。

市営住宅は、住む場所に本当にお困りの方に寄り添い、住宅を提供することが本来の目的であり、国においても、入居に際して保証人を求めないことや、保証人を求める場合においても、免除や機関保証を活用し、入居の円滑化をしていくことが必要と示されております。

こうした中、市営住宅の本来の目的である、住む場所にお困りの方に住宅を提供するため、市営住宅の長寿命化を作成し、坂本住宅の建て替えをはじめとする住環境の確保に取り組んでおり、議員から御案内のありました保証人制度についても、お困りの方が、より円滑に入居いただけるよう、現在、見直しを進めているところでございます。

今後、検討を進め、保証人を求めない方向で条例の改正をお諮りしたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 21番、高砂議員。

○21番（高砂 朋子君） 御答弁ありがとうございました。

私はこれまで、市営住宅行政は建物の提供だけにとどまらず、セーフティーネット、福祉の観点が必要と考え、様々な角度から、市営住宅に住んでおられる方々、入居希望される方々の声を届けてまいりました。優先入居制度の導入は、障害者の方からの御相談から要望し、実現したものでございます。

今回、保証人の問題を取り上げました。先ほど御答弁では、保証人を求めない方向で見直しをしていくとのことでございます。本当にありがとうございます。

今後、高齢化、単身化が進んでいる、坂本市営住宅の更新もでございます。ぜひとも実施に向けて取り組んでいただき、セーフティーネットとしての市営住宅を持続可能なものにしていただきたいことを要望しておきます。

以上で、4項目の私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 敏靖君） 以上で、21番、高砂議員の質問を終わります。

ちょっと早いようですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時 開議

○副議長（曾我 好則君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議長が所用のため、副議長の私が代わって議事の進行をさせていただきます。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、16番、村木議員。

〔16番 村木 正弘君 登壇〕

○16番（村木 正弘君） 会派「公明党」の村木正弘です。

通告に従って、質問させていただきます。健康寿命促進対策の現状と今後の対策について、質問させていただきます。

私の知人に久しぶりに会いに行くと、酸素吸入のチューブを装着されていたのにびっくりしました。聞くと、ゴルフの途中で急に動けなくなり、病院でCOPDと診断されたとのことで、健康診断は定期的に受けていたから安心してました。年のせいで息切れがするんだらうと軽く思っていたそうです。

皆さんは、COPDという病気を御存じでしょうか。かつて、肺気腫、慢性気管支炎と称された疾患の総称です。

我が国の高齢化は急速に進行しています。総人口に占める65歳以上の人口の割合が、2023年の時点で29.1%と過去最高を更新し、2025年には30%を超え、2060年には40%に達すると予測されています。

そのような中、健康寿命の延伸に向け2016年に閣議決定された、ニッポン一億総活躍プランでは、高齢者に対するフレイル予防対策の推進が挙げられています。

フレイルとは、医学用語である「*f r a i l t y*」の日本語訳で、病気ではないけれど、年齢とともに筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態のことで、フレイルの人は、健康な人と比較して、要介護・要支援の認定リスクが約4.8倍、死亡リスクは2.8倍高かったことが分かっています。

フレイルの主な原因は加齢ですが、COPD（慢性閉塞性肺疾患）との関連が指摘されています。以下、COPDとします。

COPDとは、たばこなどに含まれる有害物質によって、気管支、肺がダメージを受け、呼吸がしにくくなる肺の炎症性疾患で、せき、たん、息切れを主な症状として、緩やかに呼吸障害が進行する疾患で、肺の生活習慣病と言われています。進行するにつれ、壊れてしまった肺は元に戻ることはありません。また、健康な方に比べて、肺がんのリスクが3から6倍になると言われ、心筋梗塞や狭心症を併発する可能性も高いとされ、骨粗鬆症や糖尿病といった疾患との合併を引き起こすリスクも高くなります。

COPD患者は、COPDに罹患しない65歳以上の高齢者に比べ、フレイルの合併頻度が高く、健康寿命を延ばす上でCOPD対策は不可欠ですが、一般市民のCOPDの認知度の低さ、また、初期症状は自覚しづらいため、国内に約530万人いると推定されています。COPD患者のうち、現在治療を受けている総患者数は36万2,000人と、僅か6.8%にとどまっています。

厚生労働省は、令和5年5月末に、健康日本21（第三次）を公表しましたが、COPDの対策として、認知度の向上に加え、死亡率減少が明記されました。早期発見・治療等の対策を講じることで、令和14年までに人口10万人当たりの死亡率を10.0にすることを目標値としています。

自治体においても、国が設定した目標を勘案しつつ、令和6年度からの施行に向けた次期健康増進計画を策定することになっていますが、COPDの取組は、今後、より重要になってくると思います。

2021年の調べによると、世界の死因の第3位、日本の男性の死因第9位に挙げられていますが、健康寿命を促進のためにも、まず、予防をはじめ様々な取組が求められます。

そこで質問です。氷山の一角と言われている、現在治療を受けている患者数、状況について、どのように認識されているのでしょうか。

特定検診や肺がん検診の際に、COPD検診を取り入れることが有効と言われています。そこで、日本呼吸器学会が推奨する、COPDの可能性があるかを手軽に調べることができる、COPD集団スクリーニング質問票を活用してはいかがでしょうか。

この質問票は質問数が5問と少なく、簡単に自己採点ができるものとなっています。特定健診やがん検診のほか、本市が実施している健康増進イベントなどで、この質問票を活用することで、COPDの認知度向上に役立つほか、受診率向上にもつなげることができると考えます。

そこで、COPD集団スクリーニング質問票を活用した早期発見の取組について、御所見をお伺いいたします。

○副議長（曾我 好則君） 16番、村木議員の質問に対する答弁を求めます。保健こども部長。

○保健こども部長（石丸 典子君） 村木議員の健康寿命促進対策の現状と今後の対策についての御質問にお答えします。

初めに、COPDの患者の状況についてです。

議員御案内のとおり、COPDとは、従来の慢性気管支炎や肺気腫などを合わせた肺の疾患の総称で、主な原因は、空気中の有害物質を長期に吸い込むことであり、喫煙者の20%から50%が発症するとされています。

症状としましては、空気の通り道である肺の気管支が狭くなるなど肺の機能が低下し、息切れ、せき、たんなどがありますが、ゆっくりと悪化するので、年齢のせいと見過ごしがちなため、注意が必要です。

厚生労働省の人口動態統計によると、COPDによる死亡者数は、令和4年に全国で1万6,676人、山口県では244人となっており、死亡率は人口10万人当たり全国で13.7であるところ、山口県は18.8で、全国で2番目に高い状況となっております。

また、COPDの推計患者数は、全国で530万人を超えているものの、治療を受けて

いる人は約３６万２，０００人で、大多数の人は治療を受けておらず、未診断、未治療の状態とされています。

次に、ＣＯＰＤの早期発見の取組について、お答えします。

ＣＯＰＤの早期発見・早期治療のためには、この病気を多くの人に知ってもらうことが重要です。そのため、本市では、第二次健康増進計画——健やかほうふ２１計画において、新たにＣＯＰＤを知っている人の割合を指標として掲げ、周知に努めているところです。

具体的には、ＣＯＰＤの原因の多くが、たばこであることを踏まえ、がん検診や日頃の健康相談の際に、喫煙者に対し、直接、ＣＯＰＤの症状等を記載したリーフレットを見ていただき、ＣＯＰＤの可能性のある人には受診を勧めています。また、市民への周知がまだまだ十分でない状況にあることから、健康講座、イベント等の機会を捉えて啓発することとしております。

特に、今年は、がん制圧月間の９月に、がん検診や特定健診の受診勧奨を目的としたイベントを開催いたします。そのイベントの中で、今回初めてＣＯＰＤ啓発コーナーを設置し、ＣＯＰＤをしっかりと周知するとともに、禁煙の必要性を訴えていくこととしております。

また、ＣＯＰＤ集団スクリーニング質問票を、がん検診やイベントなどで活用してはどうかとの御提案についてです。

この調査票は、広く一般の人を対象として、ＣＯＰＤの可能性あるかどうかを自分で調べられるもので、早期発見・早期治療につながる有効なものであることから、がん検診、イベントや健康相談、健康講座などあらゆる機会を捉え、活用を検討してまいります。

健康づくりは、地域と一体となって進めていく必要があるため、今後も市民の健康づくりの活動を推進することを目的として、地域の関係機関、企業等で構成された、健やかほうふ２１計画推進委員会を中心に、ＣＯＰＤの周知を含め、健康づくりに取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（曾我 好則君） １６番、村木議員。

○１６番（村木 正弘君） 御答弁ありがとうございます。全国ワースト２位ということで、これからも市民の皆さんに周知していただくためにも、９月のイベント等でしっかりと啓発をよろしくお願いいたします。

日本呼吸器学会が、国の、健康日本２１（第三次）の公表に併せて、ＣＯＰＤ死亡率減少に向けた提言を公表しています。提言では、死亡率減少の目標達成には、同学会、医療従事者だけでなく、都道府県、各市町村の自治体も含めた早期発見、受診勧奨、疾患啓発

による働きかけなど、活動によって達成できるものとしています。

COPDの悪化は、知らず知らずのうちにあまり動かない生活習慣となり、体力が落ち、要介護状態に陥りやすいフレイルにつながります。早期に診断を受けて治療を開始すれば、肺機能の低下を遅らせ、その人らしい今の生活を続けることができます。このことは、一緒に暮らす家族の介護軽減にもつながります。

自治体においては、医療・介護保険等の社会保障費への影響を抑えることができるメリットがあります。健康長寿が大事です。健康寿命促進のために、次期健やかほうふ21計画の策定の際には、COPDの疾患啓発、受診勧奨をしっかりと推進していただくよう検討を要望いたしまして、この質問を終わります。

次の質問です。環境衛生の推進について、質問させていただきます。

令和2年6月1日より、改正動物の愛護及び管理に関する法律が施行されました。動物の虐待等に対する罰則が強化されました。しかし、飼ってはみたものの、様々な理由により飼育放棄されるペットの数も増えています。

今回取り上げるのは、飼い主のいない猫の問題です。

猫は人々にとって最も身近な動物であるとともに、その愛らしい姿から、多くの人が飼われています。古代日本の猫は、現在のような、かわいがる目的ではなく、貯蔵していた穀物をネズミや昆虫から守る役割を果たしていました。

猫とのつながりは昔から強かったわけですが、近年では人間の身勝手な事情により、無責任に野に放たれた特定の飼い主のいない猫、いわゆる野良猫が増えています。先日も、高速道路のパーキングで箱に入れられて放置されていたのを保護されたと伺いました。

野良猫による被害に悩まされている方からは、夜中の鳴き声、住居周辺や家庭菜園の畑などにまき散らされる、ふん尿の悪臭に悩まされる。また、車の車体に足跡をつけられるという声を聞いています。飼い主のいない猫に対する市民の受け止め方がまちまちで、少なからず感情も入り混じる問題であり、近所同士のトラブルになりかねない問題に、どうしたらよいのか悩まれている方もいらっしゃいます。

猫は繁殖力が強く、1回交尾をすると、ほぼ100%妊娠し、平均5匹ぐらい出産するそうです。発情時期を決めるのは日照時間の長さです。太陽の光だけでなく、人工の照明でも引き起こされます。1日12時間以上照明をつけている環境で過ごす猫の場合は、発情期は季節とは関係なくなってしまうようです。となると、発情する回数も増える傾向にあるそうです。

また、雌猫は生後5か月から8か月ぐらいで最初の発情が来るそうです。1匹の猫は1年間に三度の出産を繰り返し、増え続け、1匹の猫から1年間で20匹にも増え、2年

では80匹以上に増えてしまいます。現実には厳しい自然の環境下ですから、約半数くらいしか生存できませんが、何もしなければどんどん増え続けていくそうです。餌やり行為があると、栄養状態がよくなり、繁殖能力が高まり、生息数が増加することになります。

不幸な猫をなくし、猫をめぐるトラブルを防ぐには、猫の不妊去勢手術をきちんと実施することがいいと言われています。

本市では、TNR活動を実施する市内の団体が、飼い主のいない猫に市内の動物病院で不妊去勢手術を施した場合、その費用の一部を助成する実証実験を、令和4年度から令和6年度末まで行っています。

TNRとは、野良猫の繁殖を防ぎ、猫と町を守るための活動で、野良猫の保護、野良猫の不妊去勢化、保護した場所に戻す、3つの英単語の頭文字で、野良猫に不妊去勢手術を行い、出産する野良猫の増加を抑制するという目的が込められています。TNRを順調に達成すれば、外部地域からの猫が流入しない限り、飼い主のいない猫は減少していくと考えられます。

そこで質問させていただきます。

1つ目、飼い主のいない猫に関する苦情等の数の状況は、いかがでしょうか。

2つ目、年間のTNR活動に係る猫不妊去勢手術補助金の申請状況は、いかがでしょうか。

3つ目、今年度で実証実験が終了予定とされていますが、TNR活動に係る猫不妊去勢手術補助金について、現時点での、どのようにお考えか伺いたします。

○副議長（曾我 好則君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 村木議員の環境衛生の推進についての3点の御質問について、お答えいたします。

議員御案内のとおり、令和元年6月19日に動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、令和2年6月1日から、飼い主等に対する犬及び猫の繁殖制限の義務化や動物殺傷罪等の厳罰化など、動物の適正飼養のための規制が強化されました。

一方で、飼い主のいない猫による、ふん尿被害などへの対策が課題となっておりました。そのため、本市においては、飼い主のいない猫の増加を抑制し、快適で衛生的な生活環境の保全と、人と猫との共生社会の実現を目指す観点から、TNR活動を行う団体に対し、不妊去勢手術に係る費用を補助する制度を、令和4年度に、県内市町の中で最大の規模で導入し、3年間の実証実験として実施しているところでございます。

まず、1点目の飼い主のいない猫に関する苦情等の数の状況についてです。

実証実験を始める前の苦情等の件数は、令和元年度64件、2年度79件、3年度89件と増加傾向にありましたが、実証実験を始めた令和4年度は60件、5年度は30件と減少傾向に転じております。苦情等が多かった防府天満宮周辺をはじめ、多くの市民の皆様から野良猫が減ったなどのお声を頂いており、一定の効果があったと実感しているところでございます。

次に、2点目のTNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金の申請状況についてです。

この補助金の申請状況につきましては、令和4年度は216件、昨年令和5年度は217件と、200件を超えます交付申請があり、予算額の300万円全額を交付している状況にあります。TNR活動を行っている団体の皆様方からは、お礼の言葉を頂いているところでございます。

最後に、3点目の、来年度以降のTNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金制度に対する、現時点の考えについてです。

この実験により、この2年、市に寄せられます猫に関する苦情等の件数は減少しており、施策の効果が上がっているものと考えています。

今後につきましては、実証実験の最終年度であります、今年度の状況も確認した上で、市民の皆様の快適な生活環境を確保するため、関係団体や地域の皆様からの御意見等も伺いながら、しっかりと対応をしていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○副議長（曾我 好則君） 16番、村木議員。

○16番（村木 正弘君） 御答弁ありがとうございます。

苦情件数も、令和元年度から64件、2年度が79件、3年度が89件、TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金が始まってから、令和4年度が60件、令和5年度は30件と、この2年間で苦情の件数も激減してきています。

また、TNR活動に係る猫不妊去勢手術費補助金が始まってから、令和4年度は216件、令和5年度は217件と、200件を超える交付申請で予算額の満額が交付されていると言われました。

TNRを順調に達成すれば、外部地域から猫が流入しない限り、野良猫の数は減少していくと考えられています。不幸な猫を出さないことが大切な視点です。猫を捨てないことは言うまでもありません。野良猫問題の解決には時間がかかります。

TNR活動に係る猫不妊去勢手術補助金について、増額の検討も含めていただけるよう要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（曾我 好則君） 以上で、16番、村木議員の質問を終わります。

○副議長（曾我 好則君） 次は、２２番、清水議員。

〔２２番 清水 力志君 登壇〕

○２２番（清水 力志君） 「日本共産党」の清水力志です。

通告に従って質問をさせていただきます。今回も３月議会の一般質問に続き、今年２月に会派「日本共産党」が市民の皆様を対象に行いました、暮らしに関するアンケートで寄せられた御意見や御要望を基に質問をさせていただきます。執行部の皆様におかれましては、何とぞ誠意ある御答弁をよろしくお願いいたします。

まず、１点目の質問。病児保育について、お伺いをいたします。

国の調査によれば、病児・病後児保育の充実に対するニーズは、待機児童の解消に次いで２番目に高いとのことであり、また、内閣府の調査によると、全国の病児保育の利用率は約３０％となっております。

今回は、数多くある子育て支援の中でも、本市でも実施をされております、病児保育事業について、お伺いをいたします。

今年の１０月から、ここ防府市でも高校卒業までの医療費無償化が始まり、子育て世代にとっては大変助かるという声も頂いておりますが、まだ小さな子どもさんを持つ保護者にとっては、子どもの病気は切っても切れない課題となっております。

そして、その負担はほとんどが女性にかかっているのが現状です。本来であれば、その都度、仕事の調整ができればよいのですが、なかなかそうはいかないことも多々ございます。そうした際に、病児保育施設が身近にあって、いざというときに利用できる環境があれば、子育て世帯にとっては大きな安心につながるかと思います。

まず、１点目の質問でございますが、本市における現在の病児保育事業について、実施場所や利用人数など現状はどうなっているでしょうか。お伺いいたします。

次に、会派「日本共産党」が今年の２月に行いました、暮らしに関するアンケートにおいて、病児保育に関する意見や要望をたくさん頂きました。

少し紹介いたしますと、病児保育の施設の時間を、もう少しでいいから早めてほしい。病児保育を増やしてほしい。また、仕事前に預けられるような時間に受け付けてほしい。診察を受けての入室になるので、手続が終わったのが９時半を回った。病児保育がなさ過ぎて、仕事に影響が出る。病児保育が市内に１か所しかない。このような意見を頂きました。いずれも、２０代から４０代までの現役の子育て世代の方の意見です。

そこで、２点目の質問ですが、今後の病児保育の運営について、これまでも様々な意見や要望を聞かれてきたと思われませんが、利用者または保護者の意見を酌み取り、利便性の

向上及び拡充をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

以上２点、御答弁をお願いいたします。

○副議長（曾我 好則君） ２２番、清水議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 清水議員の病児保育についての２点の御質問にお答えいたします。

私は、地域社会全体が子どもや子育て中の方々に寄り添い、仕事と子育てを両立できるよう、育児休暇や看護休暇が取得しやすい職場環境づくりが重要であると考えております。

本年２月には、子育てを地域で支える“とも×いく”が当たり前の山口県の実現に向け、山口県と県内市町の首長が共同で、「やまぐち“とも×いく”共同アピール」を行いました。また、市役所におきましても、男性の育児休業２週間以上の取得率１００％を目標に掲げ、仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりを推進しているところでございます。

こうした中で、仕事を休むことができない保護者の方にとっては、病児保育は必要であると考えております。

まず、１点目の病児保育事業の現状についてでございます。

本市では、平成１４年４月から市内の小児科病院に委託し、この事業を実施しております。利用者数につきましては、延べ人数で申し上げますと、令和３年度が９５３人、令和４年度が６３８人、令和５年度は８５０人となっております。

次に、２点目の病児保育の利便性の向上及び拡充についてです。

現在、病児保育施設では、できるだけ多くのお子さんを預かることができるよう、また、お預かりするお子さんの健康を第一に考え、感染症の種類ごとに保育スペースを区切るなど、適切な保育環境の提供に努めておられます。

また、利用の前には、病状や保育が可能であるかを確認するため、小児科医院での診察が必要となり、急な発熱などの場合には、当日に受診することとなります。

今後も病児保育事業を継続していくとともに、地域社会全体が子どもや子育て中の方々に寄り添い、仕事と子育てを両立できるよう職場の環境づくりを推進してまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○副議長（曾我 好則君） ２２番、清水議員。

○２２番（清水 力志君） ありがとうございました。

１点目の質問の答弁で、過去３年間の利用者数をお答えいただきました。令和３年度が９５３人、４年度が６３８人、５年度が８５０人ということですが。

これ、ちょっとこちらのほうも調べました資料によりますと、新型コロナウイルスの感

染が拡大する前の利用者数、これをちょっと見てみたんですが、実際に、年間 1,000 人を超えております。例えば平成 28 年度、この年は私が初めて議員になった年なんですけど、このときに関しては利用者数が 1,394 人となっております。ですから、今後はコロナ禍前の利用水準に戻っていくのではないかなというふうに私は考えております。

そして、2 点目の質問の答弁でございますが、この答弁に関しては、また後ほど申し上げます。

では、再質問及び関連した質問をさせていただきます。

こちらが行いましたアンケートの回答の中に、児保育施設も定員も少なく、利用しやすさを感じない。病児保育を利用したいが、枠が少ないので入れないときがある。病児保育の少なさ、定員の少なさ、本当に必要なときに利用できない。このような御意見も頂きました。いずれも定員の枠に関する御意見です。

現在、病児保育の定員が 6 名でございますが、実際に稼働をしている中で、1 日に 6 名以上の応募があったとか、受入れを拒否したという事例はございますでしょうか。

○副議長（曾我 好則君） 保健こども部長。

○保健こども部長（石丸 典子君） 御質問にお答えします。

感染症の流行期などに定員が超過する場合や、ほかの受入病児の感染症の種類によっては、利用をお断りする場合もあると伺っております。

以上でございます。

○副議長（曾我 好則君） 22 番、清水議員。

○22 番（清水 力志君） ありがとうございます。感染症がはやっているときには、そういったときには断っているときもあるというふうにお伺いいたしましたが、このあたりも柔軟な対応をお願いできたらと思います。

次の質問ですが、コロナ禍前と現在では、利用者数が大幅に違ってきております。この間、利用したくても分からないという潜在的なニーズも隠されているのではないかと考えますが、病児保育事業に関して、保護者に対してどのような周知を行っていますでしょうか。

○副議長（曾我 好則君） 保健こども部長。

○保健こども部長（石丸 典子君） 御質問にお答えします。

現在、伴走型相談支援として、全ての産婦さんと産後面談を実施しております。その際、ガイドブックにより、病児保育も含め出産後必要となる支援やサービスを、お一人お一人に説明しております。また、市のホームページや市広報でも病児保育について、周知して

おります。

以上でございます。

○副議長（曾我 好則君） 22番、清水議員。

○22番（清水 力志君） 分かりました。周知の徹底も、また今後も継続して実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、次の質問をさせていただきます。

お寄せいただいた御意見の中に、このようなものがございましたので、御紹介いたします。

職場の理解もなかなかないので、仕事を休む選択ができるところに転職しなければならない。病児保育をしてくれるところが少なく、金額も高いため、結局パートを休むしかない。病児を預けるところがなく、会社で頭を下げて休んでいる人が多いので、病児保育がもっと数多くあればいいと思う。これらの意見に共通することは、仕事を休むしかない、もしくは転職しなければならないということです。

先ほど、市長からの御答弁もございましたが、私も同感でございます。本来求められる子育て支援とは、子どもが病気の際に気兼ねなく休むことができる休暇制度の確立ではないかと考えます。その上で、どうしても仕事をしなければならないとか仕事をしたいというときに、いつでも使えるような病児保育施設を整備することが大切であると思われるます。

そこで質問ですが、この病児保育事業は事業として推進していくとして、それと並行して、民間企業に対して、例えば、看護休暇制度とか育児休業とかそういった制度を設定してもらうように理解を求めていく。また、今でいえばテレワークといった在宅でも仕事ができるようになっているわけです。さらにいえば、民間企業に病児保育ができるような環境をつくることを求めていくなど、企業を巻き込んでやっていかなければいけないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（曾我 好則君） 保健こども部長。

○保健こども部長（石丸 典子君） 御質問にお答えします。

子どもが病気の際には保護者がそばにいて見守ることが、子どもはもとより保護者も一番安心すると考えております。市といたしましては、県と連携して、安心して仕事と子育てを両立できる職場環境づくりの推進と、県内全域で“とも×いく”が当たり前となる機運の醸成を図ってまいります。

以上でございます。

○副議長（曾我 好則君） 22番、清水議員。

○22番（清水 力志君） ありがとうございます。

先ほど部長からの答弁がありましたように、やはり本音としては、子どもさんは病気をしているわけですから、それをたとえ病児保育とはいえ、他人様に預けて仕事に行っても、やはり気になるのが当然かなと、そういうふうに思います。それに、子どものためには保護者が仕事を休んだほうがいいという意見もあるはずです。先ほど御答弁ありましたように、民間企業への働きかけと理解を求めていくことを、ぜひともよろしく願いいたします。

本市は、これまで保護者の就労と育児を支援し、病児保育によって病気の子どもたちに少しでも快適な環境とケアを提供することで、子どもの健康と幸せを守ることにつながる考えの下、病児保育の事業に努めていただいているというふうに理解をしております。

そして、結婚したい人が結婚するために必要な要素は、子育てと仕事の両立ができる環境が整っていることではないでしょうか。この病児保育事業が、現在の子育て世代はもちろんのこと、これから結婚、子育てを考えていく世代にも希望が持てる事業であること、この防府市で子育てをしたいと言っていただけるような、未来あるまちづくりを進めていただくことを要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

続いての質問。高齢者等バス・タクシー運賃助成制度の拡充等について、質問をさせていただきます。

この質問は、2022年3月議会の一般質問のときにも質問をさせていただきました。地域の交通は、高齢者をはじめ医療・福祉施設の利用者、通学生をはじめとする、いわゆる交通弱者の生活手段の確保のために必要であるだけでなく、地域の経済社会活動の基盤でもあります。

しかしながら、過疎化や少子化の進行、マイカーの普及の影響、また最近では、コロナ禍による利用者の減少、そして、バス・タクシー事業者においては、運転手の成り手不足が深刻化となっており、バス路線の廃止や減便、タクシーの稼働台数を少なくせざるを得ない状況でございます。

今回行いました、暮らしに関するアンケートで、高齢者福祉の充実で望まれるものは何ですかという質問に対して、高齢者の移動手段の確保と答えた方が一番多く、全体の3割を超える回答となりました。

主な意見を紹介いたしますと、そろそろ免許証を手放さなければと思うが、移動手段がなくなったときの不自由さ、それが心配である。今はまだ車の運転ができていますが、免許を返納したら買物に行く手段がなくなることが、今から心配です。山口市では100円

で高齢者はバスに乗って移動できると聞きましたが、防府市ではそうしたことはできませんか。高齢者を家の中に閉じ込めないためにも、交通費を安くして外出しやすいようにしてほしい。車がないと不便なため、高齢の親が80歳を過ぎても車を手放そうとしない。高齢ドライバーによる痛ましい事故が気になります。かといって、移動手段を奪うわけにはいかない。バスやタクシーを安く気軽に利用できるようにしてほしい。

このように、運転免許証の返納を考えている当事者だけでなく、昨今の高齢者の交通事故を痛ましく思う方や、高齢の親御さんがいらっしゃる方など、年齢層を問わず、また、市街地にお住まいの方から山間部など周辺部にお住まいの方まで幅広く、多くの方の関心事であるということが分かります。

公共交通の整備がなかなか進まない現状の中、これはこれで整備を進めていくべき、早く進めてほしいと考えておりますが、現段階では、高齢者が既存の交通機関を安く、気軽に利用できるための助成制度の拡充が早急に必要だと考えます。

以上のことを踏まえまして、質問をさせていただきます。

1点目は、現在の高齢者等バス・タクシー運賃助成制度について、運転免許を持つ高齢者にも対象を拡充できないでしょうかという質問です。

お隣の周南市でも同じような事業を展開されておりますが、65歳から74歳までの自動車運転免許をお持ちでない方と75歳以上の全ての方を対象としております。この防府市の事業を参考につくられたとお聞きをしておりますが、結果として、防府市よりもさらにいいものをつくっております。防府市も、同様の対象者の拡充ができませんでしょうか。

2点目は、山口市同様、高齢者のバスの運賃を一律100円にする制度をつくってみたいかがどうかという質問です。

高齢者が気軽に通院や買物などで外出したい。しかし、それができない。気軽に乗れる乗り物が欲しい。そういった声も多く聞きます。ぜひとも御検討を頂きたいのですが、いかがでしょうか。

以上2点、御答弁をお願いいたします。

○副議長（曾我 好則君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） 清水議員の高齢者等バス・タクシー運賃助成制度の拡充等についての、2点の御質問にお答えします。

まず、1点目の運転免許証を持つ高齢者にも対象者を拡充できないかについてです。

高齢者等バス・タクシー運賃助成制度は、高齢者や障害者などの交通弱者の方が外出する際に、路線バスやタクシーの運賃の一部を助成することで、幅広く移動手段を確保し、外出しやすい環境を整えるとともに、公共交通の利活用につなげることを目的とした制度

です。利用された方からは、大変御好評を頂いております。

御質問の、運転免許証を持つ高齢者への対象拡充ですが、この制度は移動手段の確保だけでなく、高齢者の方へ運転免許証の返納を促すきっかけとなる制度になっております。本市といたしましては、引き続き、高齢者の方の移動手段を確保しながら、運転免許証の返納につながるよう取り組んでまいります。

続きまして、2点目の高齢者のバス運賃を100円にする制度ができないかとの御質問にお答えいたします。

本制度における申請の状況を見ますと、ほとんどの方がバスとタクシーどちらも利用できる助成券を選択されておられます。また、令和4年12月に65歳以上の方を対象に行った、防府市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査においても、移動手段として、自動車・タクシーの割合が多くなっております。このように、タクシーの需要が多い状況にありますことから、現在の制度は、高齢者の移動手段確保のニーズや実態に沿った制度として定着しているものと考えております。

本市では、タクシーの助成を定率にしており、他市と比較して手厚い制度になっておりますので、現在の水準を今後も引き続き維持してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（曾我 好則君） 22番、清水議員。

○22番（清水 力志君） 先ほどの御答弁でございますが、前回、2年前ぐらいでしょうか、私が質問したときの答弁と全く同じ内容でございました。

免許返納が目的というふうに先ほど言われましたが、先ほど御紹介したように、免許の返納を考えているが、移動手段がなくなったときのことが心配だという意見が多いのが、先ほど申し上げました。つまり、車の運転は不安になったが、不便になったから免許を返したくないということです。

この制度は平成29年から始まりましたが、当初は、いい制度だなと思っておりましたが、ここまで免許返納にこだわるというふうに思われます。せっかくの制度が生かされていないなというふうに感じております。

では、1点だけ再質問をさせていただきます。

この高齢者等バス・タクシー運賃助成制度の事業の所管が、これまで政策推進課でしたが、今回の一般質問の通告を提出した際、対応してくれたのは高齢福祉課でした。お伺いしたところ、所管は高齢福祉課に移ったとのことですが、所管が移ったのはどうしてでしょうか。また、所管を移したことにより、この制度についてどのようなメリットがあるのか。どのような効果が期待できるのでしょうか。

○副議長（曾我 好則君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 御質問にお答えいたします。

高齢社会への対応など、よりきめ細やかな福祉サービスを提供していくため、令和6年度新たに福祉部を設置したところでございます。これを契機に、移管を行ったものです。

以上です。

○副議長（曾我 好則君） 22番、清水議員。

○22番（清水 力志君） そういうふうには高齢福祉課のほうに移ったのであれば、先ほど私が申し上げたように、実際に使われている高齢の方、様々な意見とか要望とかいうのがあるはずです。当然、先ほど私が申し上げたように、車の免許証を持っていたとしても、やっぱり車の運転は不安に思うから、だから安く使えるようにしてほしいという意見も当然、出てくるはずだと思います。せっかくですから、このたび所管が替わられたということで、そういうふうな意見を、やはりよく聞いて、またそれを反映していただきたい。そういうふうには要望しておきます。

今回は、現在ある制度についてお伺いをいたしました。やはり根本にあるのは、公共交通網の整備ではないかというふうには考えております。公共交通網の整備については、早急な課題であり、その整備を心待ちにしている方も多くいらっしゃいます。執行部の皆様におかれましては、今後も継続して取り組んでいただくことを要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

続いての質問、市職員の職場環境について、質問をさせていただきます。

全国的に、若手の自治体の職員退職の増加が話題となっております。もちろん防府市も例外ではなく、私自身、毎年3月に退職の挨拶をされる職員さんの中には、何で辞めるのと私は驚き、自主退職をされることを聞き、寂しさを感じることもあります。

自主退職される方の中には、40代、50代といった管理職の方やベテランの職員さんもいらっしゃいます。また、とある課では、3年連続で課長補佐が自主退職され、さらに加えて今年の3月においては、課長まで自主退職をされました。それぞれには理由があり偶然が重なったことかもしれませんが、はたから見れば何があったんだと勘ぐられても仕方がないことです。

ところで、2024年4月21日付の山口新聞に、「自治体退職10年で2倍」との記事があり、少し内容を紹介いたしますと、民間と同様、若い世代ほど転職へのハードルは低い。経済情勢や人手不足による売り手優位、終身雇用意識の薄まりなどが背景にある。根本には、人員減と業務量増大があり、新型コロナウイルス感染症の対策の繁忙が決定的だった。退職者の業務のカバーを残りの職員が行うことで、業務量が増し、さらなる退職

につながる悪循環が起きているとして、住民サービスの低下や組織の弱体化が懸念されるとしております。

確かに、自主退職をされる方々にはそれぞれの理由があると思われます。その人の考え方、その人の人生、こちらの都合で止めるわけにはいきませんが、それでも私は、本市の屋台骨を支え、様々な知識と経験を積み、本市の未来を担う人物として育成してきた人材が去っていくというのは、本市にとってマイナスでしかないと考えます。もちろん市役所も組織ですから、組織である以上、根本的な価値観を共有し得ない人材であれば、一緒にはやっていけないというのもあるかと思いますが、これまで何年、何十年も勤め上げた組織を去るというのは、よほどのことだと考えます。

今回は、本市が人材の流出について、どのような見解をお持ちなのかということも含めて、職場環境に関する質問をさせていただきます。

まず1点目、先ほど御紹介させていただきました、2024年4月21日付、山口新聞で「自治体退職10年で2倍」という記事がございましたが、防府市の傾向はどうでしょうか。また、早期退職者を減らすためにどのような対策を行っていますでしょうか。

2点目の質問ですが、昨年の10月1日付で人事異動が行われており、主任クラスをはじめとした、およそ50名の職員が異動となっております。

ある職員の話によると、これまでこの時期に、ここまでの規模の人事異動はなかったと聞いており、動揺が見られました。どうしてこの時期に、大幅な人事異動があったのか、その意図をお聞かせください。

3点目の質問ですが、職員の勤務時間と市役所の開庁時間についてです。

防府市役所の開庁時間は、平日は朝8時15分から夕方5時までとなっており、これは職員の勤務時間と同じです。これでは恒常的に職員の時間外勤務、つまりサービス残業が発生しているとも言えます。職員の働き方改革として、広島県安芸高田市が市役所開庁時間を短縮したことは有名な話ですが、全国でもそのようなことが広がりつつあります。

防府市においても、窓口業務のデジタル化が進んでいることや職員の働き方改革を鑑みて、窓口業務の受付時間の見直しを考えてみてはどうでしょうか。

以上3点、御答弁をお願いいたします。

○副議長（曾我 好則君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 清水議員の市職員の職場環境についての、3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の防府市の早期退職者の傾向と離職を減らす対策についてです。

公務員の早期退職者数は、昨日の御質問に御答弁申し上げましたとおり、国の調査結果

によりますと全国的に増加しており、本市においても増加傾向となっています。

離職を防ぐためには、職員がやりがいを持って、また、安心して働くことができる職場づくりが重要です。職員がやりがいを持って仕事をし、達成感を感じることができるようしっかりと組織目標を明確にするとともに、職員の能力発揮につながる自己申告制度や、自らの成長を促す研修などの充実を図っているところでございます。

また、仕事と家庭の両立支援として、未就学児養育のための勤務時間の短縮制度や介護休暇の制度の普及促進をはじめ、今年度から開始いたしました、先ほど、病児保育の御質問で市長が御答弁申し上げたところでございますが、該当する全男性職員の2週間以上の育児休業取得の取組など、ライフステージの取組に応じた働き方ができる環境の整備を進めているところでございます。職員が誇りを持って働くことができる職場づくりに努めてまいります。

次に、2点目の昨年10月の人事異動の目的についてです。

令和5年度から新たに、経験豊富な人材を確保するため、10月採用を開始したところであり、これに併せて10月の定期異動を実施したところでございます。

この10月の異動により、異動する時期を分散することで、年度当初に繁忙期を迎える部署における円滑な市民サービスの提供や、年度途中の行政課題への柔軟な対応等を図っています。

さらに、新規採用職員を、入所半年後の正式任用に併せ、異動させることとしたところでございます。最初の半年間は、防府市をしっかりと知る研修など、市職員となるための基礎づくりに重点を置き、そして、適性等も踏まえて異動させることで、早いうちでの複数職場の経験や、職員間のコミュニケーションの促進等を通じ、職場への定着を図ってまいります。

最後に、3点目の窓口業務の受付時間についてです。

本市では、職員の健康の保持増進や時間外勤務の抑制を図るため、勤務の開始時間、終了時間を変更できる時差出勤勤務の制度を設けております。金銭を取り扱う業務等における開庁時間前の準備や窓口終了後の整理等につきましては、現行のまま時差出勤制度などを活用し、対応してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（曾我 好則君） 22番、清水議員。

○22番（清水 力志君） ありがとうございます。

ちょっと順番が前後しますが、先に3点目の質問の答弁ですが、時差出勤の制度を採用しているということですが、それでも、やはりサービス残業が潜在的にあるのではないか

と考えております。そのあたり、しっかり対応していただきたいということを再度、要望をいたしておきます。

次に、２点目の質問の答弁ですが、１０月に新採用の職員が入ってくるからというふうな答弁でしたが。これで私が思ったのが、１人の職員を動かすのに、一体何人の職員を動かすのかなという疑問がございます。これは、ケース・バイ・ケースで一概には言えないと思いますので、ここでは質問はしませんけれど。

先ほど答弁にありましたことで、再質問させていただきますけれど。新採用の職員に関しては、研修として半年間で異動するというのが、御答弁がございました。これ、私は思うんですけど、半年の異動というのは早過ぎないかなと思うんですけど、ちょっとその辺、どうなのでしょう。

○副議長（曾我 好則君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 御質問にお答えいたします。

新規採用職員につきましては、ここ数年、令和に入ってからでございますけれども、半数以上が市外出身者でございます。入所後半年間、防府のことをしっかりと知っていただく。市の職員としてなっていくための基礎づくりを重点を置きまして、半年後の正式任用に併せまして、その適性等も踏まえて異動して、さらに異動先でも多くの職員を知ることができます。コミュニケーションを活発にして、しっかりと定着を図ってまいりたいということで考えております。

以上です。

○副議長（曾我 好則君） ２２番、清水議員。

○２２番（清水 力志君） 確かに市役所における業務というのは、様々な分野で多岐にわたり、それに対して職員も多くの業務を経験していかなければならない。それは私も理解をいたします。それでも半年は短過ぎるかなと、それでもちょっと思うわけです。例えば、これが慣例化すると、その組織の中でも、この人は半年で異動するのだから、ちょっとこの仕事は任せられないなということも起こるのではないかと、このように懸念をしております。

先ほどの御答弁、おっしゃっていることは私も理解はいたしておりますが、そのあたり、もう少し考えてみてはいかがかなというふうに申し上げておきます。

そして、１点目の質問でございますが、本市の早期退職者についても増加傾向にあるとの答弁がございました。

具体的な数字は出されておりましたが、ちょっとこちらでも調べてみました。決算を審議する際に参考にしている成果報告書を見ますと、私が初めて議員になった年

である平成28年度では、自らの意思で早期に退職された方は6人でした。昨日の山田議員の質問に対する回答では、直近の令和5年度の早期退職者は16人ということです。この数字から見ると2.5倍ぐらいかなというふうになります。前年度よりも減っている年もございますので、右肩上がりで増えているとは申しませんが、やはり、全国と同じように、早期退職者は大幅に増えているということが分かります。

ですが、ここ3年間の数字で見ますと、早期退職者が2桁の数字となっております。これはこれで問題にしなければいけないのではないのでしょうか。先ほども申し上げましたが、その人の考え方、その人の人生、こちらに止める権利はございません。しかしながら、仕方がないよねではなく、早期退職者をこれ以上増やさないためにはどうするのか、これを先ほど御答弁いただきましたが、さらに一步踏み込んで考えていかなければいけない時期に来ているのではないのでしょうか。

たとえ池田市長がすばらしい事業を打ち出しても、画期的な政策を打ち出しても、それを実行するのは市の職員です。全員一丸となって取り組まなければ形にはなりません。誰一人欠けるわけにはいかないのです。

そこで、防府市役所のこの組織のトップである池田市長にお伺いをしたいのですが、この増え続けている職員の自主退職者について、何が原因で増えているのか、どういった問題意識をお持ちであるか、どのようなお考えなのかをお聞かせください。

○副議長（曾我 好則君） 市長。

○市長（池田 豊君） 清水議員の御質問にお答えいたします。

雇用の流動化というのは公務に限らず、民間企業でも今の世の中の流れだと思っております。そうした中で、やっぱり市役所というのは住民の皆さんに接しておりますので、住民のことをよく知って、やはり、長期間勤めることによって、住民と一緒にまちづくりを進めていくことが必要だと思っております。

そうした中で、10月異動というのがありましたけれども、最初、入ったときに、ほかの企業がよかった。どこがよかったとあるので、入ったところが、市役所の仕事は幅広うございます。財政もあれば、窓口もあれば、公民館もあります。それを若いうちに、最初のほう1年間で、ああ、市役所にはいろんなことがあるんだということを、入ってからインターンシップということはないかもしれませんが、多くのことを学んでいただいて、ここは自分に合わなかったけれども、ああ、向こうで合うなとか、人間関係もここで合っているけど、そっちにはいろんな人がいるということを知っていただきたい。

それと、先ほど総務部長が答弁いたしましたけれども、やはり、市のことを十分に知った上で住民の皆さんに接することが、住民サービスの向上になると思っています。そ

ういう観点で、市外の方が多くなってきましたので、私のほうから提案して、モデル的に半年でやってみようじゃないかということで、昨年導入させていただいたところでございます。

いずれにしても、やっぱり市の職員となったということで、やはり最初に申し上げるように、市民のために頑張るといふこのやりがいというものの、これは民間企業にはないものでございますので、そのやりがいというもので市の職員が頑張れるように、人材育成に全庁を挙げて取り組んでいきたいと思っております。

○副議長（曾我 好則君） 22番、清水議員。

○22番（清水 力志君） ありがとうございます。

今、市長から御答弁いただきましたけれど、人材の育成、そして、早期退職者をこれ以上出さない、こういった形で取り組んでいただきたい。こういったことを御要望いたします。

民間や公務を問わず、また、時代を問わず、また、人材の流出を防ぐことや人材の育成に関しては、これは永遠のテーマであるかもしれませんし、常に取り組んでいかないと組織の弱体化を招くことにもなります。どのような方法があるのか、これもまた悩ましいところもありますが、先ほど総務部長からの御答弁もありましたように、職員がやりがいを持てる職場づくり、さらには、若手職員が先輩の背中を見て育つ職場づくり、こういったことを目指していただいて、これからも継続して取り組んでいただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（曾我 好則君） 以上で、22番、清水議員の質問を終わります。

○副議長（曾我 好則君） 次は、6番、松村議員。

〔6番 松村 学君 登壇〕

○6番（松村 学君） 「防府一番」の松村でございます。2日目最後の質問となりました。あと少しでございますので頑張ってみましょう。よろしくお願いいたします。

このたびは、企業誘致について質問いたします。よろしくお願いいたします。

本市の臨海部には、我が国有数の自動車メーカーをはじめ化学、ゴム製品、製造業などの多くの企業が進出しており、重要港湾三田尻中関港は、国内だけでなくアジアや北米、ヨーロッパなどの物流の拠点となっています。令和元年実績で、完成自動車の輸出貨物は351万トンで、全国7位とすばらしい結果となっております。

併せて、近年、富海4車線化や環状1号線や中ノ関港線などの道路網の整備も進み、交通アクセスが格段に飛躍し、多くの物流企業の進出も目立っております。

また、本市に企業進出しやすい理由として、比較的温暖な気候と、地震や台風といった自然災害の発生は少なく、風光明媚な自然や海産物や農作物などが豊富で暮らしやすいということと、先ほども述べましたが、山口宇部空港とも近隣であり、陸海空の交通の要衝であるということだと思います。

さて、最近の本市の企業誘致は、防府テクノタウンなど民間企業の開発した企業団地を中心に行われている状況です。さきの議会で、市長からの答弁で台道鑄銭司間の国道2号線の4車線化が事業決定を契機に、台道の適地に企業団地を整備すると答弁されました。久々に市が主導して造成する企業団地となります。

その近くには、山口南インターや防府西インターに約10分程度で容易にアクセスでき、九州方面や広島方面へ移動することができ、交通の利便性が県内でも1位と言っても過言ではないアクセス性となっております。製造業はもとより、大きな物流企業の進出も期待できます。現在、市全体としても新たな企業立地をする場所もなく、条例により、調整区域内でも特別に企業立地できる用途の地域もありますが、そこも満杯になっております。

そこで、以下、質問いたします。

1点目として、都計法34条11号の基準のうち、いわゆる準工業地域ぐらいの用途と条例で定めている区域を拡大できないか、お伺いいたします。

2点目として、以前は、土地取得費30%助成など市独自の誘致制度がありましたが、今はありません。台道の企業団地の整備を決定したことを契機に、防府市の企業誘致制度をいま一度、拡充できないか、お伺いいたします。

3点目として、台道の企業団地の規模や区画数は、まだ、どの程度にされるか決定されていないと思いますが、企業にダイレクトメールやPRを県と連携して行い、その数や反響に見合う整備をしていただきたいが、地場企業も含めて、たくさんの企業に進出してほしいという気持ちでいっぱいでございます。

以上、それにつきまして3点、お尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（曾我 好則君） 6番、松村議員の質問に対する答弁を求めます。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 松村議員の企業誘致についての3点の御質問にお答えいたします。

これまでの本市の企業立地の歴史を振り返りますと、戦前戦後にかけて、カネボウや協和発酵が立地し、昭和40年代後半から50年代にかけては、三田尻中関港の整備や中国自動車道等の産業インフラの整備が進む中、臨海部の塩田跡地に東海カーボン、ブリヂス

トン、マツダなど大企業の立地が相次ぎました。

こうした大企業の立地により、関連企業の進出も進み、昭和45年から昭和60年の間の本市の人口は、全国の人口が16%増える中、それを6ポイント上回る22%、人口は9万7,000人から11万8,000人へと大幅に増加し、本市が大きく発展いたしました。

私は、企業誘致に携わった経験から、地域経済を牽引するような優良企業の誘致には、工場用地とともに道路、港湾などの産業インフラの整備が何よりも重要であり、また、多くの社員の転勤、採用を伴うことから、住みやすい、魅力のあるまちづくりが大切であると考えています。

このため、インフラ整備としてお示しもありましたけれども、国道2号の拡幅をはじめとする市内の道路ネットワークや、港湾機能の強化などに取り組むとともに、駅周辺の活性化、防災ネットワークの整備など、魅力ある安全・安心のまちづくりに力を入れてまいりました。

こうした中、企業から防府市の将来性が評価され、企業の新規立地や市内企業の大型投資等により雇用が増え、2年連続の転入人口の超過にもつながっているものと考えています。

そして、このたび国道2号台道鑄銭司区間の4車線化が事業決定されました。今後、台道地区のポテンシャルが大幅に高まることから、優良企業の誘致に向け、大規模な産業団地を整備することとし、令和8年度の着工を目指し、現在、場所、規模、区画等を検討する適地調査を行っているところでございます。

それでは、3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の都市計画法第34条第11号の規定により定められている区域の拡大ができないかとの御質問についてです。

都市計画は、秩序あるまちづくりを進めるための重要な計画です。議員御質問の区域、すなわち市街化調整区域に、準工業地域並みの建物建設を可能とする区域を設定することは、あくまで特例であると考えています。さきの3月議会で答弁いたしましたが、都市計画については、今後、次期総合計画で目指すまちづくりが実現できるよう、町全体を俯瞰して見直すことといたしております。

2点目の、企業誘致制度の拡充ができないかとの御質問についてです。

先ほど申し上げましたように、私は、企業にとっての最大の立地優遇策はインフラの整備であるとの考えから、道路や港湾等の整備に力を入れているところであり、今後もしっかりと取り組んでいきたいと思っております。国道2号の拡幅をはじめとする市内の道路

ネットワークの整備等が進む中で、企業の本市の将来への期待が高まり、投資が増え、雇用の創出にもつながっているものと考えています。

議員お示しの、市の企業誘致制度といたしましては、新たな投資に対する3年の固定資産税の免除や新たな雇用に対する雇用奨励金等があります。今後、台道の産業団地等への企業誘致に当たりましては、これら市の制度に加えまして、県の企業立地促進補助金も適用できるような企業を、県と一体となって誘致していきたいと考えております。

3点目の、新たに整備する台道の産業団地の規模や区画数をどうするのかという御質問です。

本団地は、国道や高速道路、港からの抜群なアクセスを誇ることから、企業にとって魅力のある産業団地と考えております。産業団地全体の規模とその区画割については、テクノタウンや近隣の産業団地を参考にしながら、現在、適地調査において検討しております。企業からの引き合い状況によっては、区画割の見直し等にも柔軟に対応したいと考えております。

新たに整備する産業団地は、山口県を牽引するような優良企業の誘致を目指したいと考えております。構想の段階から、県と一体となって情報の発信また企業の誘致活動にしっかりと取り組んでもらいたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○副議長（曾我 好則君） 6番、松村議員。

○6番（松村 学君） 私もこの質問を出した後に、実は、今の調整区域の準工扱いになる、34条11号の件なんですけれども。令和4年4月1日に法改正で、今、災害危険区域については、もうこれはできないというふうになっておるということで、ほとんど浸水区域であったり、土砂災害警戒区域がかかっているんで、ちょっと不可能なんだというのは、私自身も勉強になりましたが。

そうなってくると、先ほど今、市長が答弁したように、やっぱり都市計画を一回、全体的に見直しをして。例えば、恐らくですけど、台道のこの4車線化ができるのも10年ぐらいはかかるのではないかと。今の団地の整備も、恐らくですけども、5年ぐらいかかるのかなと。

今、結構いろんな企業が、今、欲しいと。今、工場用地が欲しいんですけど、防府でできればやりたいんじゃないかと、やっぱりアクセスがいいと、さっき市長が言うたように、アクセスがいいんで、防府にできれば造りたいという企業が結構いらっしゃるんですけど。ぜひ、今の全体的な見直し、ちょっと早くやっていただいて、その間に、結構有名な企業が防府に出たいんじゃないかと、用地をどねいか確保したいんじゃないかとという中で、その都市

計画との整合性で、ああ、じゃあ、ここを都市計画で見直しするんで、ぜひ進出してきてくださいよという話もできる。そういうことなんでしょうと思います。市長が今、うんうんとうなずいているんで、そのように理解しておきます。

今、令和8年から着工するということだったんですけども、団地の整備についての、もう少し詳しいスケジュールが、もし分かるのであれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○副議長（曾我 好則君） 産業振興部理事。

○産業振興部理事（亀井 幸一君） 産業振興部理事です。私のほうが新しい企業団地の担当のほうをしておりますので、企業応援課とともに進めておるところでございます。

先ほど市長のほうが申し上げましたけれど、種々規制がございますので、それを取り払いながら進むということですが。現在の適地調査ということで、どこがいいのか。今、台道という形で漠然とこうなっておりますけど、台道のどこがいいのかというのを決めていきたいと思います。また、その中で区画や、それから面積そういうのを決めていくということになりますけれど。

そういうのがクリアされつつ並行して、例えば、保安林があればその解除、それから、農地転用があればそういったもの、そういうものをやりながら進んでいくということで、先ほど市長が申し上げたように、8年度中には着工したいというふうに思っております。そこから工事に入って造成していくんですけど、そこも周りの状況を見ながら素早く進めていきたい。「なるはや」でやっていくということで、やりたいと思います。

テクノタウンを進めたときには、議会のほうに後押ししていただいて、松村議員からいろいろ言われましたけれども、同じように頑張ってやってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（曾我 好則君） 6番、松村議員。

○6番（松村 学君） 分かりました。「なるはや」でお願いいたします。期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、先ほど、今、防府市ですごい、やっぱり用地を探している企業がたくさんあると、進出したい企業がたくさんあるという話をしたんですけども。今、企業応援課のホームページを見ますと、土地が3件ほどアップされていまして、大体5,000平米を超えるようなものばかりなんです。数も含めてなんですけど、例えば、地元企業とか中堅クラスぐらいの企業であると、やっぱりそれ以下のところを探している。2,000とか3,000ぐらいですよ。

こういう情報というのは、この3件以外にも、ほかにも、こういう企業用地の情報とい

うのは、表には出せないけど、相談に来たら見れますよとかどれぐらいあるんか、ちょっとその辺も御紹介いただくと、うれしいです。よろしくお願いします。

○副議長（曾我 好則君） 産業振興部理事。

○産業振興部理事（亀井 幸一君） 御質問にお答えします。

企業訪問を定期的実施しておりますので、その中で遊休地の情報というのを集めております。今おっしゃられたように大きいところ、5,000平米以上の大きいところは4つ持っておりまして、そのうち3つをホームページで公開しておると。小さいところは、あそこの倉庫が要らなくなったんだよとかここの工場をどうしますよというお話は聞いて、幾つか持っております。だけど、ちょっと件数を言うと、ちょっと独り歩きして、防府市が元気があるんだとかいや、ちょっとあそこら辺は元気がないというのにつながりますので、いろんな憶測を呼びますので、幾つかあるということで御理解いただければと思います。きちっと持っております。

○副議長（曾我 好則君） 6番、松村議員。

○6番（松村 学君） 分かりました。安心しました。表に出せない情報もあるだろうと、慎重にならざるを得ない。やっぱり企業の進出というのは、かなり力を使いますので。逆に、企業側も極秘に、やっぱりやっていかなきゃいけないというものも承知しております。

それで、実は今、そのホームページを見ますと、3件だけこういう形で、今ちょっと印刷していますけど。これ以外にも土地がありますよみたいなものも付け加えてほしいなと、記載してほしいなというか。要は、もうこれしかないんかなと思うし、すごく大きいところしかないんかなと。そしたら、ちょっと、じゃあ、もうないんだなという勘違いをするというか、業者のほうもやっぱり、これ以外の情報も知りたいんで。電話すればとか行ったりすれば、そういうふうに対応してくれるのは、もう当然だと思うんですけども。

ぱっと見て、できればその他の土地の情報もございますので、御相談くださいとか、ホームページとかパンフレットに、また記載してもらおうと、どんどん相談、じゃあ、してみようというふうになるんじゃないかなと思うんで。

その辺について要望しておきます。何かございましたら、御答弁いただきたいんですけど。

○副議長（曾我 好則君） 産業振興部理事。

○産業振興部理事（亀井 幸一君） ありがとうございます。しっかりと参考にさせていただきます。

○副議長（曾我 好則君） 6番、松村議員。

○ 6 番（松村 学君） 分かりました。じゃあ、これはこれでいいです。

じゃあ、2 番目のほうの再質問いたします。

先ほど市長からも、インフラの整備が第一だと、それが最大の支援なんだと、こういうこともありました。そうすると、県の企業立地促進補助金の話が先ほどありましたけれども、その補助金が、今年度から法律ができました、地域未来投資促進法、これに該当する補助金なんですか。ちょっと確認で、お願いします。

○副議長（曾我 好則君） 産業振興部理事。

○産業振興部理事（亀井 幸一君） 御質問にお答えします。

今、議員から御紹介のありました、地域未来投資促進法、これとは、市長のほうがお答えしました、山口県企業立地促進補助金については、ちょっと別になります。

地域未来投資促進法については、国と県と市が共同して、税に関すること、例えば、市であれば固定資産税を免除するということで使わせていただきまして。

山口県企業立地促進補助金については、固定資産税投資額の何%かを、業種によって支援するというもので、ちょっと別のものになります。

○副議長（曾我 好則君） 6 番、松村議員。

○ 6 番（松村 学君） ちょっとすみません、これ私、今、不勉強で申し訳ないんですけども。防府市の奨励金等々の情報は知っているんですけど、県の企業立地促進補助金というのは、割かし対象業種は広いんですかね。もう何でもいけるような感じなんですかね。

あとは、その資本投下額も、割かし市のほうであれば、中小企業だったら5, 000万円以下とかになっていますけど、県の場合は、やっぱりハードルが高いような気がするんですけど、その辺はどうなんですか。

○副議長（曾我 好則君） 産業振興部理事。

○産業振興部理事（亀井 幸一君） お見込みのとおりでございまして、業種については、製造業だけでなく、情報通信業や飲食業それから不動産業や医療といった幅広いものになっております。

やはり、ちょっと投資の額が大きくて、半導体や蓄電池といった、県のほうが、重点成長分野というものについては、かなり高い15%か20%という高さになっておりまして。一般であれば5%というような幅を持たせておりますので、ちょっと一概に言いにくいような形になっております。

○副議長（曾我 好則君） 6 番、松村議員。

○ 6 番（松村 学君） 分かりました。

今さっき言っていた、地域未来投資促進法についても、今後、地域経済牽引事業者に対して、計画を今度つくって、防府市もできるということなんで。でも、これは恐らくですけど、何でもござれじゃないんじゃないかと。牽引事業というのを、やっぱり指定しなきゃいけないので。今の県のほうは、いろいろ使えるんですけど、やっぱりちょっとハードルが高いような感じなので。

であるのであれば。実は今回、亀山市に行ってみまして。この前、市長さんにもちょっとお伝えしましたけど。皆さんも御存じだと思いますけど、亀山モデルといって、全国の企業誘致でも名高く成功事例として紹介されておりますけれども。

そこは、もう今、企業ばんばんです。ばんばんなんですけれども、今でも用地取得の助成を、ちょっと最近になると10から25%引き上げたり、今、我々が用意している奨励金制度とか雇用の奨励金とか、これ、もうみんな用意しております。今度ついに、またさらに物流団地を整備するということみたいです。これもすぐ埋まるだろうと担当者の方、言っていましたけれども。

ここで共通して言えるのは、ここは交通のアクセスがすごくいいんです。実際、現在、リニアの話も、駅ができるんじゃないかという話もあるみたいで。

だけど私は、市長が今回決断された、この台道の企業誘致については、防府市も、この亀山と同じぐらいの本当にすばらしい立地にあると。ですから、私はすごく期待をしております。本当に、亀山に劣らないような整備になるんじゃないかというふうに思っております。

そこで、これはもう要望にしておきますけれども。やはり、いろんな、さっき言った、ソフトウェア、デザインがあったり、エンジニアリングであったり、研究開発。亀山の場合は、その他、市長が認めるものというのもあるんですよ。

ですんで、やっぱり進出してくれる企業のいろんな状況というのも多分、これに載らないものもあるかもしれませんが、やはり防府市の発展にとっては、絶対、この企業に出てきてほしいということもあると思うんです。

ですので、この辺については、今後少し、まだ時間がありますので、ちょっと改良していただけないかなと。できれば、本当、もう一つぐらい独自の支援策をつくって、防府モデルというような全国で広まるような感じのものができるといいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

3点目になりますけれども、実はここ、工業用水がちょっと取れない地域であろうと思うんです。ちょっとこの前、たまたま県の企業局の職員の方と雑談をする機会がありまして、ちょっと、近隣ないねと、こういうことなんですけど。やっぱり、工業用水が要ると

いう企業、業種というのは、やっぱり食品とか医療系のところがあるんですけど。こういったところが、ちょっとどうなんだろうかなと。

しかし、それを取り返すどころか、もっとすばらしいというのは、やっぱり物流機能を求める企業にとっては、もう本当によだれが出るぐらい欲しい用地になるんじゃないかというふうに思っています。

そこで、私も、これも夢を乗せてちょっと質問いたしますけど。大手の有名企業さんの、本当に西日本の物流団地、物流基地になる、それぐらいの可能性もある場所になるんじゃないかと思っておるんですけども。ぜひ、またそういった情報収集とかそういった大手の有名企業さんにアプローチしていただきたいというふうに思っています。しっかり将来ビジョンを描いて、整備に当たっていただきたいと思います。

そこで、最後になりますけれども、やはり大きい企業を誘致するとなると、市長のトップセールスとか重要になってくるのかなと。やっぱり、今ある制度の中で話すんじゃなくて、そのときの交渉の中で、じゃあ、ある程度、これインフラの整備ができますかとか、いろんな条件とか、要望とかあると思いますけれど、やはり市長じゃないとできない話になってくると思うんです。その辺について、今後どのように取り組んでいかれるのか。

市長さんは、もう私もそばで昔、見ていましたけど、本当にいろんなところに、お願いやらいろんな情報収集に、とんとん行かれるので、もう既にやられているのかなとは思いますが。特に、山口の東京事務所の連携であったりとか、あとは、やっぱり、在京の国会議員の先生方とか、今までもかなり通われてると思いますけれども、いろんな各省庁の局長さんとかそういった方に、今度、防府でこういうものをつくっていくんで、何かそういうところを求めている大手企業さんないですかねみたいな、そういう話もしっかりしていただきたいと思います。

今後のトップセールスについて、市長に、最後に質問したいと思います。お願いします。

○副議長（曾我 好則君） 市長。

○市長（池田 豊君） 企業誘致については、あくまでも企業のほうが判断されるということが、本当の基本なんで。まずは、企業に選ばれてもらえる町、選ばれてもらえる団地の整備が必要だと思っております。

そうした中で、市としても多額の財源を突っ込むわけがございますので、ここの団地が早期に売れる、また、地域経済の活性化に本当につながるような企業の誘致に努めていきたいと思っています。

その中で、私もいろんなところを動き回って、これまでの経験も生かしながら。まさに企業誘致の場合は、県との関係が大きいと思います。大手企業について、県外からの企業

は県とということがありますので、県ともしっかりと連携しながら、しっかりと対応し、トップセールスという話がありましたけれども、これは見えてしまうとトップセールにならないと思いますので。ですけれども、やっぱりいい企業に来ていただきたいという思いを持って、しっかりと、また早期に売れて、市民の方に喜んでいただけるような企業誘致に頑張っていきたいと思っております。

○副議長（曾我 好則君） 6番、松村議員。

○6番（松村 学君） 先日、山口市で、3月21日の報道でありましたけれど、テルモさんが山口工場、今度28億円の投資をするということで、今度、生産量も6倍になるということで、本当にいい話が隣の町でも起こっていますし。防府でももちろん、いろいろ今、話が来て、いろんなものができていますので。本当、こういうのがどんどん進んできて、山口県全体を、防府市も山口市もいろんなところが元気にしていくというふうに、つながっていただきたいなというふうに思っております。

最後になりますけれども、今、亀山市のほうにこの前、行かせていただきましたけれども。本当、企業誘致に特化しまして、昭和55年から令和2年の間に、人口が4万人に対して9,300人増強と。もう二十何%増強して、防府と同じぐらいかもしれませんが。固定資産税も、平成15年から令和4年で、37億円に対して18億円の増、生産品出荷額も3,451億円から6,122億円増と、従業員数も同様に7,600人に対して4,000人の増となって、この間、民間住宅もいっぱい大幅に進んで、市も補助金を出して整備したというのもあるみたいですけど。

それ以外に、ビジネスホテルも2つぐらいしかないのが、今7つできたりとか、バス路線の新設やらタクシー事業者、こういうようなのも増加したり、その他のサービス事業者も、かなり進出されております。

駅のほうも5万人ぐらいの町だというふうな感覚で行ったんですけど、すごくもう、本当にもう10万人ぐらいの、人口10万人を超えているんじゃないかぐらいの、すごい新しい駅じゃし、新しいロータリーもあって、本当にすばらしい町になっておりました。

防府市も同様な発展の遂げ方をしていますけれども、全国の中でも、さらに防府モデルと言われるような企業が進出したり、ナンバーワンとなるように、また、たくさんの仕事があり、防府の子どもたちが、まず防府に住み続けられるような、そういう本事業の大成功を期待しております。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（曾我 好則君） 以上で、6番、松村議員の質問を終わります。

○副議長（曾我 好則君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾我 好則君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。皆さん、お疲れさまでした。

午後 2 時 3 7 分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 6 月 2 0 日

防府市議会 議長 田 中 敏 靖

防府市議会副議長 曾 我 好 則

防府市議会 議員 河 村 孝

防府市議会 議員 石 田 卓 成